おとふけ
男女共同参画プラン

女性（ひと）と男性（ひと）が奏でるシンフォニー

２０１５ ➡ ２０２４

（平成２７年度）　（平成３６年度）

はじめに

現在では、少子高齢化の進展や人口減少問題、地域や家庭に対する価値観の多様化、景気の長期的低迷による経済格差など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している状況にあります。このような中で、女性であっても男性であっても社会のあらゆる分野でその個性と能力を存分に発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現は、これからの音更町の将来にとって欠かせない大きな課題です。

国では、平成１１年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定し、さらに翌年には内閣府に「男女共同参画局」を設置し、推進体制を整備しました。また、北海道では、平成１３年に「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成１４年には「北海道男女平等参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画に関する施策が推進されています。

音更町では平成１８年に「音更町まちづくり基本条例」を制定し、まちづくりを進めるに当たっては男女共同参画を基本とすることを定めました。また、音更町の各種計画の中でも最も上位の計画である「第５期音更町総合計画」においても男女共同参画を施策として位置づけ、性別を問わず誰もが能力を発揮してあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

おとふけ男女共同参画プランは、男女共同参画社会の実現を目指すための具体的な目標や取り組みなどを定めたものです。今後はこのプランに基づいて誰もがいきいきと暮らすことのできる社会を目指し、一歩ずつ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定に当たりご尽力いただいた音更町男女共同参画計画審議会の皆さんや町民アンケートなどでご協力いただいた町民の皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成２７年３月

音更町長　寺　山　憲　二

サブテーマ　「女性（ひと）と男性（ひと）が奏でるシンフォニー」

音更町の「音」にちなみ、シンフォニー（交響曲）が様々な楽器の響き合いにより、ひとつの曲となるように、女性と男性それぞれが持つ個性や能力を発揮し、誰もがいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指すもの。

目　次

第１章　プランの基本的な考え方
１　プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　プランの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　プランの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　プランの基本目標
１　プランの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第３章　プランの基本方向
基本目標１　人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり【意識づくり】
基本方向１　男女平等の視点に立った教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・７
基本方向２　男女共同参画の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
基本方向３　男性にとっての男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・１０
基本方向４　女性の人権を尊重する認識の浸透・・・・・・・・・・・・・・・・１２

基本目標２　男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり【まちづくり】
基本方向１　政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・・・１４
基本方向２　まちづくりにおける男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・１６

基本目標３　男女がともにいきいきと働ける環境づくり【働く環境づくり】
基本方向１　男女がともに働くための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・１８
基本方向２　子育て支援・介護支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・１９
基本方向３　就労における男女平等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
基本方向４　就業機会の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
基本方向５　経営活動等における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・２３

基本目標４　男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり【生活環境づくり】
基本方向１　女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶・・・・・・・・・２５
基本方向２　健康づくり・食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
基本方向３　誰もが安心して暮らせる環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・３１
基本方向４　生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

第４章　プランの推進管理
１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
２　進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第１章　プランの基本的な考え方

１　プラン策定の趣旨

平成１１年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を２１世紀の最重要課題と位置づけ、国や地方公共団体、国民の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に推進する責務を明らかにしました。また、北海道においても、平成１３年に「北海道男女平等参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取り組みを行っています。男女共同参画に対する社会全体の意識は浸透してきてはいるものの、依然として*性別による固定的役割分担意識や社会的慣行が根強く残っているのが実態です。

近年では、*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の再就業、さらには、少子高齢化の進行に伴う家族形態や労働環境の変化、女性に対する暴力の問題など新たな状況への対応も求められています。

今後、町民一人ひとりが夢と希望を持って、いきいきと豊かな生活を送ることができる真の男女共同参画社会の実現のため、このプランを策定するものです。

２　プランの目的

このプランは、男女共同参画社会の実現の基本的な考え方と取り組みの方向性を示すための計画であり、町民、事業者、行政など、地域が一体となって取り組むための施策を明らかにし、具体的な行動を推進していくための指標とするものです。

３　プランの性格

このプランは、本町における男女共同参画社会の実現に向けた４つの基本目標とその目標を達成するための基本方向及び施策の方向について明らかにするものです。

策定に当たっては、国の「男女共同参画基本計画」、北海道の「北海道男女平等参画基本計画」及び本町の「第５期音更町総合計画」を踏まえるとともに、本町における男女共同参画町民アンケートの結果や音更町男女共同参画計画審議会での意見を基に、町民の皆さんから幅広く意見を聴取し、プランへの反映に努めています。

４　プランの期間

平成２７年度から平成３６年度までの１０年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを検討します。

＊　性別による固定的役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

＊　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第２章　プランの基本目標

１　プランの基本目標

このプランでは、次の４つの基本目標を定め、その下に１５の基本方向、さらに３６の施策の方向を定め、音更町における男女共同参画社会の実現に向け、各分野の施策を総合的に推進します。

基本目標１　人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり【意識づくり】

我が国では、性別による固定的役割分担意識が個人の主体的な選択や自己実現を難しくしている状況が続いており、このような状況を乗り越え、個人が各々の意思や能力に基づき、性別にかかわらず、誰でも主体的に学び・働く機会を得られる社会の実現が期待されてきました。

本町の第５期総合計画では「豊かな大地に広がる笑顔　今も未来も　住み続けたいまちおとふけ」をまちの将来像として、その実現のため、５つの基本目標を掲げました。

その基本目標の一つである「町民の力で動く、協働のまち」には、「男女を問わずいろいろな世代の町民が参加する協働によるまちづくりを進めます」と謳われており、性別を問わず誰もが能力を発揮してあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、取り組みを進めてきました。

男女共同参画社会の実現には、性別による人権の侵害や女性への暴力など男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた意識づくりが必要です。そのためには、男女の人権を尊重する認識を社会でより深めていくことが求められています。家庭、学校、地域における男女平等の視点に立った教育の推進や社会の様々な場面に男女が参画することの大切さを伝え、町全体で取り組むべき課題であることを浸透させることがとても重要です。

また、男女共同参画は、多様な価値観に基づき、様々な生き方を自ら選択することを可能にするものであることから、男性にとっても大切なものであり、男性に対する男女共同参画の意義についても理解を深めていく必要があります。特に、男性が家事、子育て、介護などの家庭生活に参加しやすい社会的機運の醸成を図ることは、男女共同参画社会の形成にとって重要な取り組みの一つです。

これらの実現に向けて、町内にある帯広大谷短期大学などと連携して調査研究を進め、広報・啓発活動を通じて、人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくりを進めます。

《基本方向》
（１）男女平等の視点に立った教育の推進
（２）男女共同参画の啓発
（３）男性にとっての男女共同参画の推進
（４）女性の人権を尊重する認識の浸透

基本目標２　男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり【まちづくり】

本町では、平成１８年に「音更町まちづくり基本条例」を制定し、その中で「町は、まちづくりを進めるに当たり、男女の共同参画を基本とし、そのために必要な措置を講ずるものとする（第１３条）」として、男女共同参画をまちづくりの大きな柱の一つとして定めました。本町は北海道の町村で最も人口が多いまちであり、多様な住民ニーズに対応するためには、幅広い年代における男女それぞれの視点が不可欠であると考えられます。

本町は、変化の著しい社会経済情勢に対応しながら、先人から受け継いだ発展を基礎とし、性別、年代などの多様性に配慮したまちづくりを推進してきました。意思決定の場に女性の視点を反映させることは、多様な考え方や個々の生き方を互いに認めあうまちづくりを進める上でとても重要です。

男女があらゆる分野に参画できる社会を築き上げるためには、個人の意思や能力に応じ、政策・方針決定の過程に女性を積極的に登用することで、女性が働きやすい社会の実現を図ることが大切です。特に、町が設置する審議会等への女性登用の促進は、男性だけでなく女性の視点からの意見を反映することにより、地域社会の新たな課題の発見や解決が期待できます。

また、地域における女性リーダーの支援や育成、コミュニティ活動への参加など、女性も男性も積極的にまちづくりに関わることのできるような施策を講じていくことが必要となります。

さらに、本町の主要産業の一つである観光分野では、女性の視点を導入した魅力ある観光地づくりに努め、交流人口の増加に向けて、あらゆる世代の男女が主体的に積極的な意見を交換できる機会を設けることが必要です。男女共同参画の視点を取り入れ、将来にわたり地域とともに安定した発展を遂げられる観光地づくりを進めるなど、男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくりを進めます。

《基本方向》
（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進
（２）まちづくりにおける男女共同参画の促進

基本目標３　男女がともにいきいきと働ける環境づくり【働く環境づくり】

男女がお互いの意思に基づき、性別の違いを尊重しつつ、様々な状況に応じて仕事と家庭生活を両立することは、ライフスタイルが多様化している今日においてとても重要です。

性別による固定的役割分担意識により女性だけが子育てや介護を負担している状況を打開するためには、男女がともに支えあうことが必要です。社会がワーク・ライフ・バラン

スについての理解と普及に努め、地域の様々な機関と連携しながら働く環境を整えていくことは、女性の社会参加を推進する上で不可欠なものと考えられます。

一方で、依然として、女性が自らの意思に基づいてその能力に応じた就業機会を得ることが困難な状況があることも事実です。働く意思や能力のある人が、女性というだけで希望の職種に就くことができず、自らの意思に反して仕事を辞めなければならないとしたら、それは多様な価値観を分かちあうことで達成される男女の協働を損なうことになります。男女共同参画の推進において、女性の働き方を考えることは男性の働き方を考えることにもなります。

本町では、子育て支援や介護支援サービスの提供、相談窓口の設置など、サポート体制の充実を図ることで、仕事と家庭が調和した暮らしを男女がともに達成できるまちづくりを推進します。

また、女性の起業支援や再チャレンジ支援の充実を図ることや、本町の基幹産業である農業における６次産業化の促進においても男女の視点の導入に努め、男女がともにいきいきと働ける環境づくりを進めます。

《基本方向》
（１）男女がともに働くための環境整備
（２）子育て支援・介護支援体制の充実
（３）就労における男女平等の促進
（４）就業機会の促進
（５）経営活動等における男女共同参画の促進

基本目標４　男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり【生活環境づくり】

近年、配偶者やパートナー間での暴力（*ドメスティック・バイオレンス）が社会問題となっています。被害者は女性である場合が多く、同時に若年化が進む傾向にあることから、性別によるお互いの違いを適切に理解し、相手を思いやる心を育成する機会を設けることが重要です。いかなる場合でも暴力は重大な人権侵害であり、男女間の暴力は根絶しなければならないという社会的認識の徹底を図るため、関係機関と連携し、その予防と根絶に向けた取り組みを推進します。

ストーカー行為やセクシャル・ハラスメントなどの性的な暴力や嫌がらせへの対応についても、これらが犯罪行為であるとの認識を深める必要があります。男女は対等・平等であり、暴力等によってその関係が毀損され、個人の尊厳が侵害されることはあってはならないことから、暴力や嫌がらせに対する予防とともに、被害者への相談窓口や支援体制の強化を図ります。

＊　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）：家庭内における暴力行為。夫や恋人など近しい関係にある男性から女性への暴力。特に近年は若年層における男女間での暴力をデートＤＶと呼んでおり対策が急がれる。暴力とは身体的な暴力行為のほか、精神的、性的暴力も含む。

また、すべての男女がいきいきとした生活を送るためには、心身の健康保持が重要であることから、母子・父子保健の充実や、食育による食を通じた健康づくりを進めます。食育は、健康づくりのほかにも、家庭における男女の役割を考えるきっかけになるとともに、地産地消を推進することで地域の活性化や郷土愛の育成にも結びついていくため、あらゆる世代の男女にとって重要な取り組みです。

男女共同参画社会の実現には、あらゆる世代がお互いを思いやり、多様性を認識しあい、他者を尊重しあう社会を形成することであり、高齢者や障がいをもった人たちへの社会参画や自立支援を推進することが必要です。

また、東日本大震災以降、男性だけでなく女性の立場を考慮した防災体制づくりが求められていることから、災害時における男女双方の視点を取り入れた防災体制を整備します。

さらには、性別を問わず誰もが自身の意思に応じた能力を発揮するために、様々なライフステージにおける学習機会の提供を行うなど、男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。

《基本方向》

（１）女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶

（２）健康づくり・食育の推進

（３）誰もが安心して暮らせる環境整備

（４）生涯学習の推進

2　プランの体系

男女共同参画社会の実現

基本目標	基本方向	施策の方向
1　人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり **意識づくり**	1　男女平等の視点に立った教育の推進	1　家庭における男女平等教育の推進 2　学校における男女平等教育の推進 3　地域における男女平等教育の推進
	2　男女共同参画の啓発	1　広報・啓発活動の充実 2　帯広大谷短期大学等と連携した男女共同参画に係る調査研究の充実 3　メディアにおける男女共同参画の推進 4　国際的視野の育成
	3　男性にとっての男女共同参画の推進	1　男性にとっての男女共同参画の意義の理解浸透
	4　女性の人権を尊重する認識の浸透	1　性の尊重についての認識の浸透 2　母性保護の重要性の認識の浸透
2　男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり **まちづくり**	1　政策・方針決定過程への女性の参画促進	1　審議会等への女性の参画の促進 2　方針決定過程における女性の参画の促進
	2　まちづくりにおける男女共同参画の促進	1　地域リーダーの養成 2　ボランティア活動の促進 3　コミュニティ活動への参加促進 4　魅力ある観光地づくり
3　男女がともにいきいきと働ける環境づくり **働く環境づくり**	1　男女がともに働くための環境整備	1　ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 2　家庭生活への男女共同参画の促進
	2　子育て支援・介護支援体制の充実	1　子育て支援体制の充実 2　子育てを支援する生活環境の整備 3　介護支援体制の充実
	3　就労における男女平等の促進	1　男女の均等な雇用と待遇の確保 2　職場における男女平等の促進
	4　就業機会の促進	1　就業支援体制の充実 2　女性の起業・再チャレンジ支援
	5　経営活動等における男女共同参画の促進	1　自営業における女性の参画促進 2　農業における6次産業化の促進
4　男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり **生活環境づくり**	1　女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶	1　女性への暴力根絶についての認識の浸透 2　ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸ･ﾊﾞｲｵﾚﾝｽ、ｽﾄｰｶｰ行為、ｾｸｼｬﾙ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ等の防止 3　被害者への相談・支援体制の充実
	2　健康づくり・食育の推進	1　食育の推進 2　母子・父子保健の充実 3　健康づくりの推進
	3　誰もが安心して暮らせる環境整備	1　高齢者や障がい者に対する社会参画・自立支援 2　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備
	4　生涯学習の推進	1　様々なライフステージにおける学習機会や情報の提供

第３章　プランの基本方向

基本目標１　人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり【意識づくり】

《基本方向１》男女平等の視点に立った教育の推進

憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として基本的人権の尊重が保障されています。また、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第２条）」であり、男女が人権の尊重を基本とし、個人の尊厳と男女平等の意識を高めることが必要となります。しかしながら、長らく浸透してきた性別による固定的役割分担意識によって、性別にかかわらず個人の個性や能力を発揮することが妨げられてきたことは否めません。そのため、従来の社会慣行にとらわれることのない男女平等の視点を基軸とした教育に取り組み、家庭、学校、地域において、子どもから高齢者まで男女共同参画社会の正しい理解の形成に努めます。

【施策の方向１】家庭における男女平等教育の推進

家庭における教育は、性別による固定的役割分担意識など、子どもの意識の醸成に大きく影響を与えることから、家族がお互いに尊重し協力し合えるよう、男女平等の視点に立った家庭教育の学習機会を提供し、意識啓発を行います。

〇主な取り組み

①家庭内における性別による固定的役割分担意識による慣行を見直すため、講演会やセミナーなどを開催し、意識啓発を図ります。

②保護者などに対し、男女平等の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します。

【施策の方向２】学校における男女平等教育の推進

学校は、児童生徒が一日の多くの時間を過ごす場であり、その意識形成に重要な役割を果たしています。発達段階に応じた男女平等教育と、一人ひとりの個性や能力に合わせた適切な指導の充実を図ります。

〇主な取り組み

①人権を尊重する意識の醸成と実践力の育成のため、男女の平等、相互の理解・尊重・協力について様々な教育活動を通して推進します。

②児童生徒が主体的に進路・職業の選択ができるよう、家庭と学校の連携を密にした指導の充実に努めます。

【施策の方向３】地域における男女平等教育の推進

地域において、性別による固定的役割分担意識を是正し、多様なライフスタイルを認め合い、他の人々と共生しながら自分らしさを大切にしていけるよう、人権意識の啓発を図ります。

○主な取り組み

①男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、それぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、各種講座の開催など学習機会を提供します。

②町内会や各種団体などと連携し、男女共同参画社会の正しい理解浸透に努めます。

《基本方向２》男女共同参画の啓発

平成２５年度に実施した「音更町男女共同参画に関する町民アンケート（以下「町民アンケート」といいます。）」では、「男女共同参画社会」という用語の本町における認知度は４８.２パーセントであり、国の６３.７パーセントに比べて、非常に低くなっています［図表１］。

従来の様々な慣習や慣行の見直しを図り、男女共同参画の認識を深めるため、広報・啓発活動の充実を図ります。

関係法令や計画の周知を図るほか、町内の帯広大谷短期大学等との連携により町民意識の調査研究を行い、本町の実態に合った施策を展開していきます。また、町の広報紙等においては、男女共同参画の意識形成に資する情報提供に努めるとともに、適切な啓発活動を進めます。

図表１　見たり聞いたりしたことがあるもの

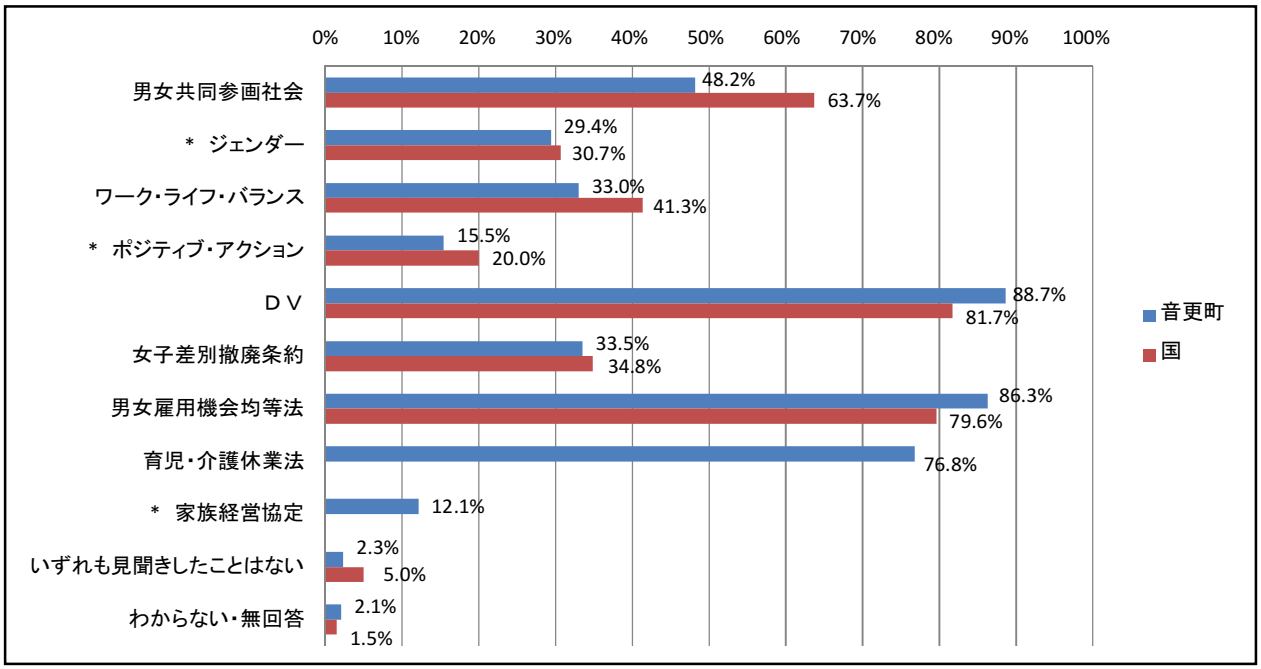

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】広報・啓発活動の充実

長い歴史の中で培われ、依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行に根強く残っている性別による固定的役割分担意識の是正に向け、広報・啓発活動を通して、男女共同参画意識を町民の間に浸透させるための取り組みの充実を図ります。

〇主な取り組み

①男女共同参画の認識を深めるため、広報紙やホームページへの掲載、講演会・セミナーの開催など多様な機会を通じ情報提供や啓発を行います。

②男女共同参画の基本となる関係法令や計画などの周知を図ります。

【施策の方向２】帯広大谷短期大学等と連携した男女共同参画に係る調査研究の充実

性別による固定的な役割分担意識や男女の人権など男女共同参画に関する町民の意識などについて、関係機関と連携し、男女共同参画社会形成のための実態把握と関係施策への反映に努めます。

＊　ジェンダー ：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／ＳＥＸ）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／ｇｅｎｄｅｒ）という。

＊　ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

＊　家族経営協定： 家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決め、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりを行うもの。

〇主な取り組み

①帯広大谷短期大学等の関係機関と連携し、男女共同参画に関わる町民の意識などについて調査研究を行い、関係施策などへの反映に努めます。

【施策の方向３】メディアにおける男女共同参画の推進

高度情報化社会の進展により、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は大きくなっており、町が発信する情報については、性別による固定的役割分担意識の表現など男女平等の視点に十分配慮します。また、インターネット等における有害な情報から子どもたちを守るとともに、多くの情報を町民が主体的に判断することができるよう支援します。

〇主な取り組み

①町の発行する広報紙や出版物において、男女共同参画の視点に立った表現を用いるよう十分配慮します。

②学校・家庭・地域が連携し、インターネット等における有害な情報から子どもたちを守るための取り組みを推進します。

【施策の方向４】国際的視野の育成

男女共同参画の国際的な取り組みを地域から進めていくため、海外の男女共同参画に関する情報の収集、提供に努め、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成します。

〇主な取り組み

①男女共同参画が国際的な取り組みであることを踏まえ、社会教育などにおいて国際理解を深める教育を推進します。

②十勝インターナショナル協会等を通じた各種事業による地域住民の国際性の涵養など、国際理解や国際協力の促進に努めます。

③男女共同参画に関する国際的な情報の収集や提供を行います。

《基本方向３》男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会では、男女は社会の対等な構成員です。町民アンケートによると、生活の中での実際の優先度は、男性が「仕事優先」、女性が「家庭優先」と男女に差がありました［図表２］。

また、「男女共同参画をするために男性はどのようにすることが必要か」では、「家事や育児、介護などに参画することに対する抵抗感をなくすこと」と回答した男性は２６.３パーセント、女性は３９.８パーセントとなっており、男性にとっての男女共同参画についても推進する必要があります［図表３］。

アンケート結果からもわかるように、男性が家事・育児に積極的に参加するには、社会

機運の高まりや、上司や管理職など職場の理解が必要です。男性にとっての男女共同参画を進めるため、広報紙やパンフレットなどによる啓発活動の実施や、多様な学習講座等の機会を提供し、その意義の理解浸透を図ります。

図表２　生活の中での実際の優先度

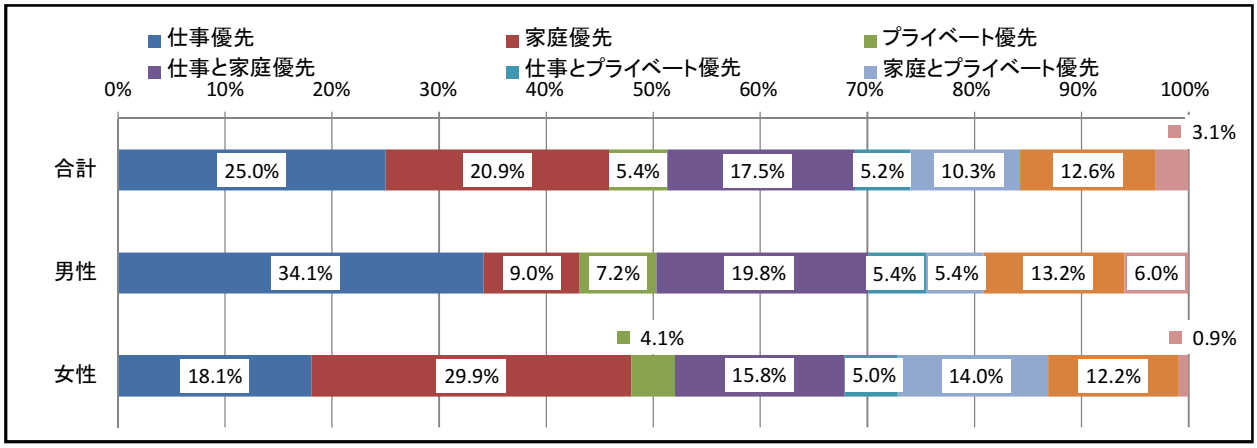

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表３　男女共同参画を進めるために男性はどのようにすることが必要か

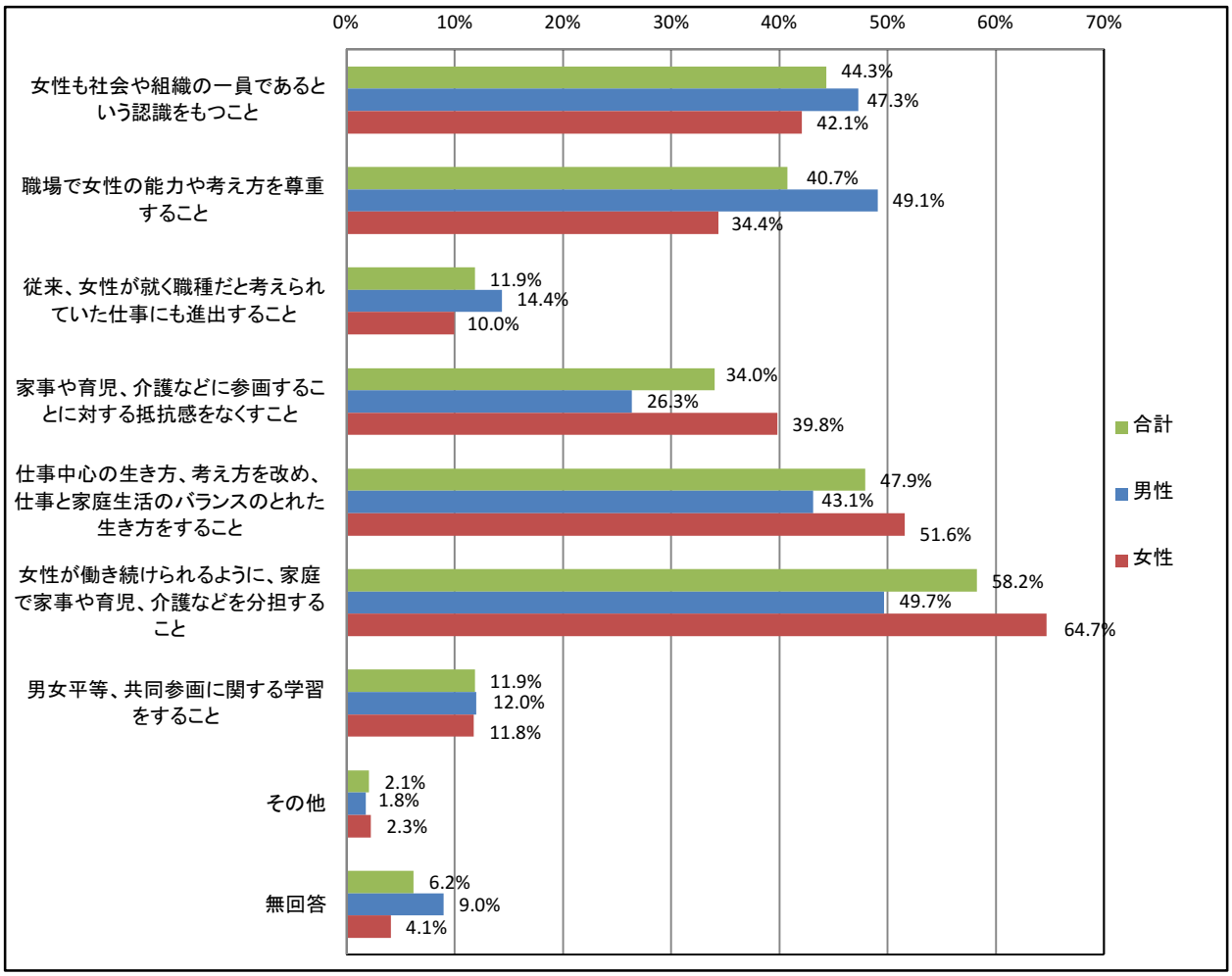

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】男性にとっての男女共同参画の意義の理解浸透

男性が仕事だけでなく家庭や地域でもいきいきと暮らしていくためには、従来の仕事中心の生活から仕事・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルに転換していくことが求められます。このため、性別による固定的役割分担意識から男性自身が脱却するための意識を啓発し、男性にとっての男女共同参画の意義の正しい理解浸透を図ります。

〇主な取り組み

①男性の性別による固定的役割分担意識の解消を図るため、啓発活動や学習機会の提供を行います。

②男性が子育てに積極的に参加するため、育児休業などの取得を促進するとともに、男性の家事・子育て・介護など家庭生活への参画についての社会的気運の醸成を図るための啓発を行います。

③企業等において子育てに参画する男性に理解のある上司や管理職等の育成を図るための啓発を行います。

《基本方向４》女性の人権を尊重する認識の浸透

男女ともに、お互いの身体的特性を十分に理解し、互いの人権を尊重し合い、思いやりの心をもって接することのできる社会の形成を目指すため、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の実施や、家庭や地域において、*性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が配慮されるよう啓発を行います。また、特に女性は妊娠・出産という女性特有の健康上の問題に直面するため、家庭や地域、職場においても男女ともに意識を高める必要があることから、生活習慣が身体に及ぼす影響や性感染症への正しい理解といった母性保護のための意識啓発を進めます。

【施策の方向１】性の尊重についての認識の浸透

男女は平等であり、お互いの性を尊重し、生命の尊厳や性に関する正しい知識を身につけ、自覚と責任をもった行動がとれるよう啓発活動の充実を図ります。また、女性の性と生殖に関することなど、自らの健康についての正しい情報提供に努めます。

〇主な取り組み

①男女相互の性を尊重するための啓発活動や学習機会の提供を行います。

②児童生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、自覚と責任をもった行動がとれるよう、学校における適切な性教育を推進します。

＊　性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：平成６年に開催された国際人口・開発会議において提唱され、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

③学校において適切な性教育を進めるため、教職員の性教育研修の充実に努めます。
④家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が配慮されるよう啓発を行います。

【施策の方向２】母性保護の重要性の認識の浸透

母性は、次世代の生命を育む社会的に何より重要なものであることを正しく理解し、尊重されるよう母性保護に対する意識の啓発に努めます。

〇主な取り組み

①家庭や地域において、妊娠･出産という母性の重要性への認識を深めるため、家庭教育や健康教育等の学習機会を提供します。
②労働基準法や男女雇用機会均等法における働く女性の母性保護・母性健康管理の啓発を行います。
③薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供するとともに、ＨＩＶ／エイズや性感染症について正しい知識の普及を図るための啓発を行います。

基本目標２　男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり【まちづくり】

《基本方向１》政策・方針決定過程への女性の参画促進

町民アンケートによると、「男女共同参画を進めるために何が最も重要か」、「男女共同参画を進めるために町にどのようなことを望むか」に対して、「女性を政策や方針決定の場へ積極的に登用」することと回答したのは、いずれも女性より男性の方が多いことがわかります。特に図表５については男女に差があります［図表４・５］。

音更町の人口は平成２７年１月末時点で、男性が２１,５２６人、女性が２３,８６９人の合計４５,３９５人であり、女性の人口は半数を超えています。審議会等へ積極的に女性を登用することを促進し、女性の意見を町政に適切に反映させる体制を整えることが重要であることから、地域で中心的役割を担っている女性の人材情報の収集や、各種セミナーの実施などにより女性の人材育成を行います。また、事業者や関係団体等に対しても女性が方針決定の場に参画できるよう理解促進に努めます。

図表４　男女共同参画を進めるために何が最も必要か

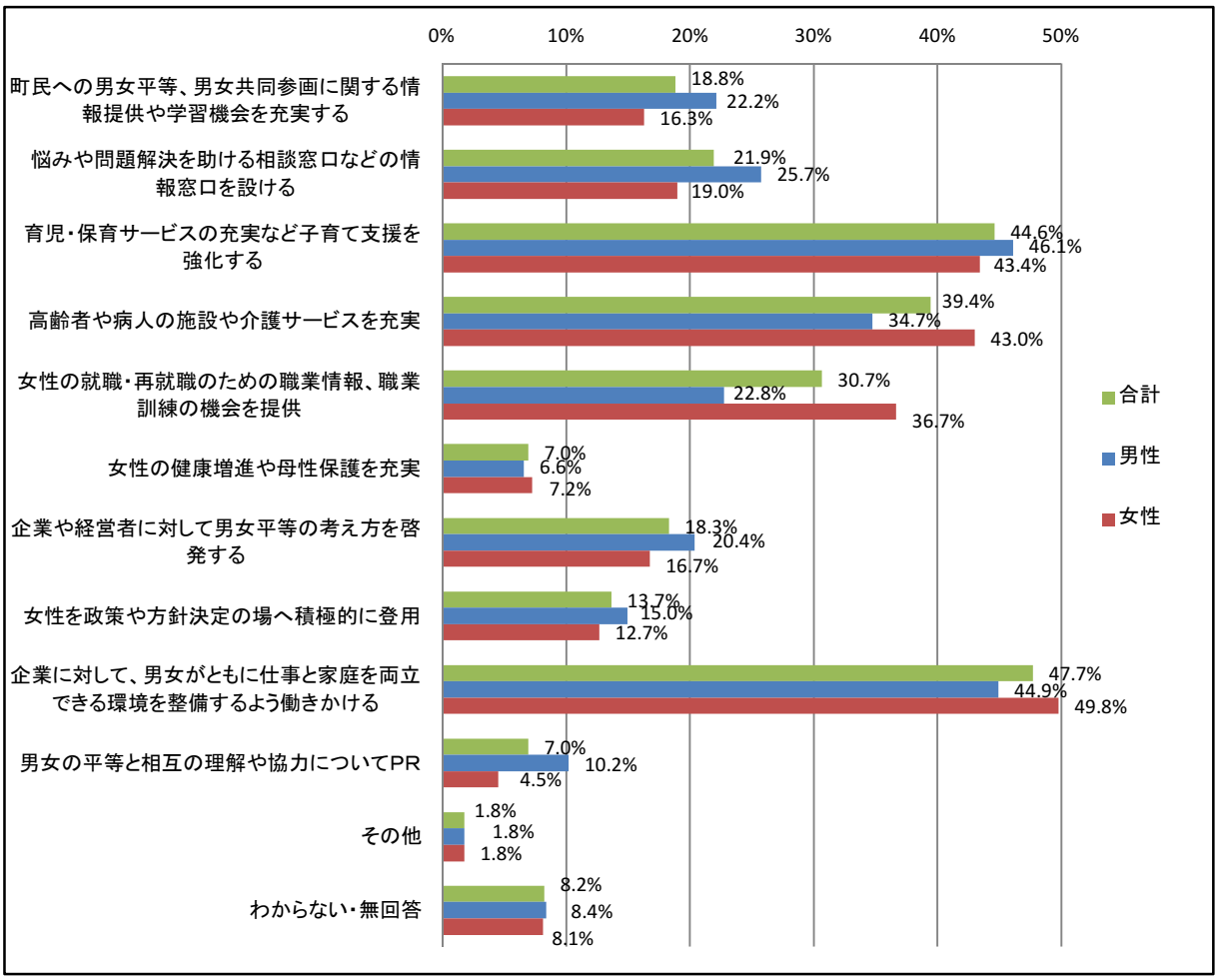

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表５　男女共同参画を進めるために町にどのようなことを望むか

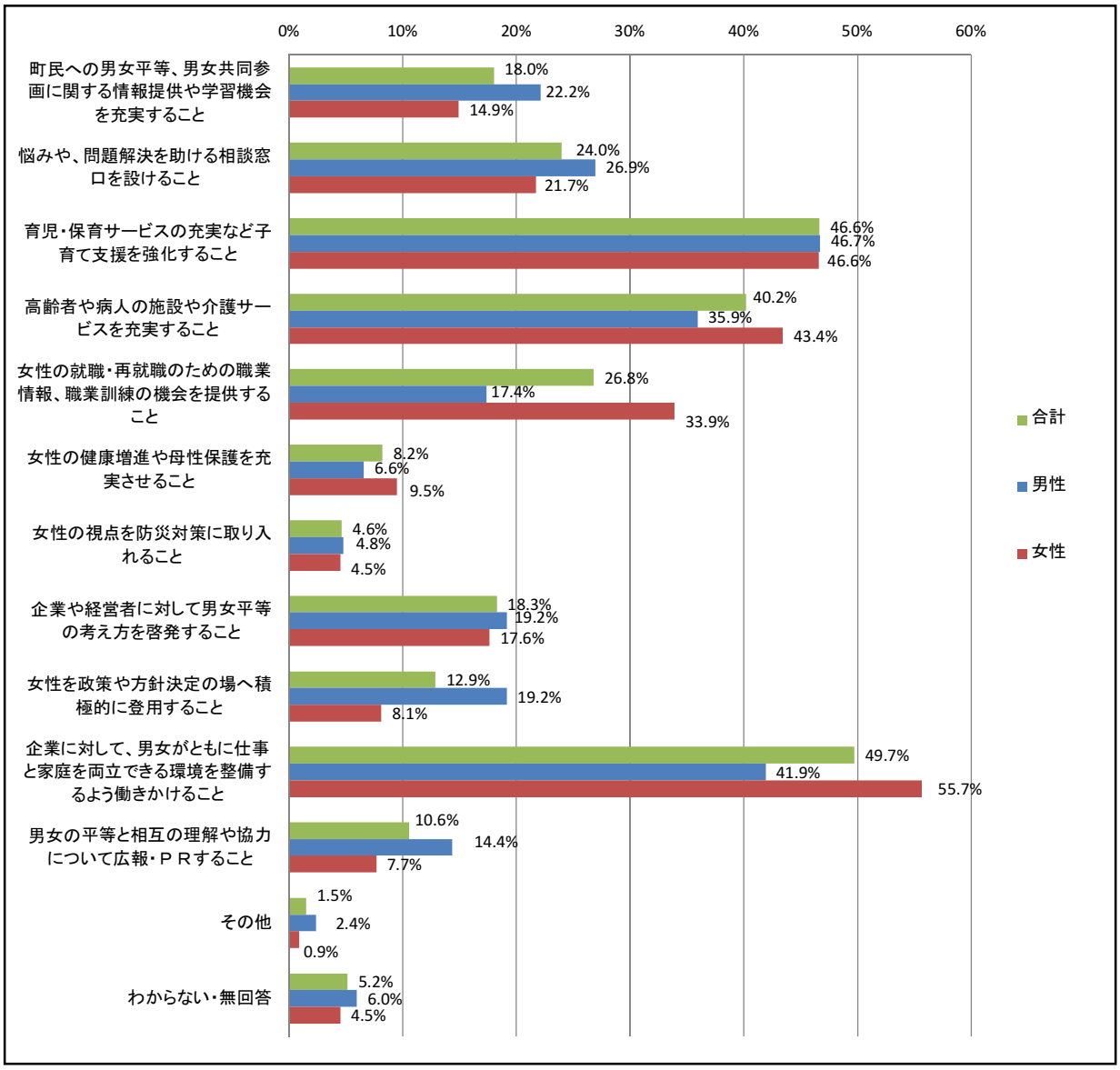

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】審議会等への女性の参画の促進

男女の多様な意見を反映することのできるまちづくりを進めるため、町が設置する審議会等への女性の参画拡大を進めるとともに、学習機会の提供などを通じて人材育成を図ります。

〇主な取り組み

①審議会委員等へ積極的に女性を登用するよう促します。

②地域で中心的役割を担っている女性に関する人材情報を収集し、審議会等における女性登用のための情報提供を行います。

③行政施策に対する女性の関心を高めるため、各種セミナーの実施などにより女性の人材育成を行います。

【施策の方向２】方針決定過程における女性の参画の促進

女性の視点や意見を方針決定の場に反映することは、多様な価値観に立った組織運営や社会全体の活性化につながることから、積極的に女性の採用や職域の拡大が図られるよう関係者への働きかけに努めます。

〇主な取り組み

①企業経営における方針決定の場に女性が参画できるよう理解の促進に努めます。

②町女性職員の管理職への登用に努めます。

《基本方向２》まちづくりにおける男女共同参画の促進

「音更町まちづくり基本条例」では、男女共同参画がまちづくり推進の基本となることを定めています。

町民アンケートでは、地域活動（町内会活動など）で男女の地位が「平等」と感じている人は、国の５２.１パーセントに対して本町は４０.２パーセントと低くなっています［図表６］。

男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくりの実現のためには、地域の特性を理解した女性の地域リーダーの養成が必要です。さらに、あらゆる年代の男女が、互いに協力し、地域社会と連携することができるよう、地域福祉などのボランティア活動を行う団体等の支援や人材育成を進めます。また、コミュニティ活動においては、男女が参加しやすい日程や内容で開催することなどの取り組みを実施します。

観光分野においても男女双方の多様な意見を取り入れる機会を確保することに努め、＊観光ホスピタリティの充実につながる取り組みを推進します。

図表６　男女の地位は平等になっているか　地域活動（町内会活動など）で

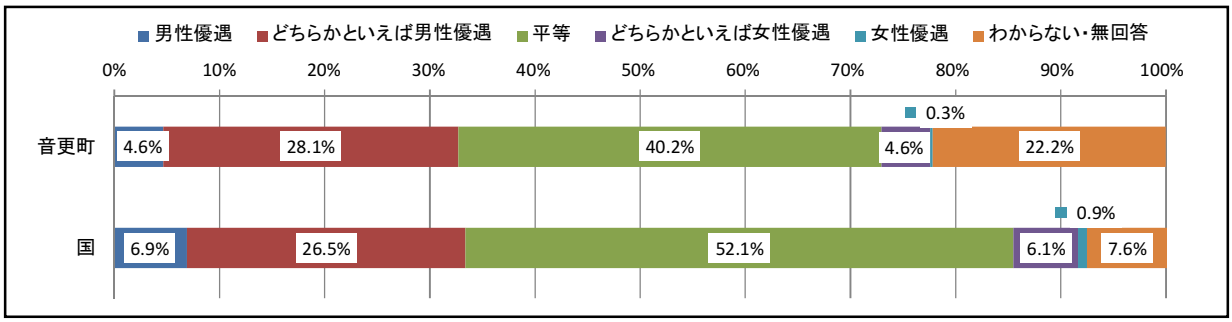

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】地域リーダーの養成

地域活動で中心的な役割を果たしている女性が、性別に関わらずリーダーシップを発揮できるまちづくりを進めるために、各種団体・グループ等を支援し、女性の地域リーダーの育成に努めます。

＊　観光ホスピタリティ：観光客が安心して快適に観光できるように、地域の人々がおもてなしの心で接し、観光客をあたたかく迎え入れること。

○主な取り組み

①地域や各種団体などで活躍する女性の人材を発掘するとともに、女性がリーダーとして活躍することができるよう、研修などあらゆる機会を通じてその育成に努めます。

【施策の方向２】ボランティア活動の促進

地域における様々なボランティア活動に男女が等しく参加できるよう情報の収集・提供に努め、活動しやすいまちづくりを進めます。

○主な取り組み

①ボランティア活動を行う団体やＮＰＯの活動情報の提供に努めるとともに各団体の活動を支援します。

②ボランティア活動への参画を促すとともに活性化を図るため、人材の育成、情報の収集・提供、学習機会の提供を行います。

③ボランティア活動やＮＰＯ活動に関する相談や活動を促進します。

【施策の方向３】コミュニティ活動への参加促進

あらゆる世代の男女が協力し合い、ともにコミュニティ活動に参加できるよう促進するとともに、子育て世代などが参加しやすい環境の整備を図ります。

○主な取り組み

①コミュニティ活動に男女がともに参加できるよう、地域の理解の向上に努めます。

②男女がともに参加しやすい日程や内容で行事等を開催するよう努めます。

③女性がコミュニティ活動に幅広く参加できるよう、学習機会を提供し、参加を促進します。

④子育て世代が利用しやすい公共施設の整備に努めます。

【施策の方向４】魅力ある観光地づくり

音更町は、北海道遺産に指定されたモール温泉「十勝川温泉」をはじめ、多くの観光資源を有しています。観光による地域活性化を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた誰もが満足して過ごすことのできる魅力ある観光地づくりに努めます。

○主な取り組み

①男女共同参画の視点に立った魅力ある観光地づくりを進めるため、男女双方の意見を取り入れる機会の確保に努めます。

②観光ホスピタリティにおいて男女共同参画の視点に基づくサービスの充実を促進します。

基本目標３　男女がともにいきいきと働ける環境づくり
【働く環境づくり】

《基本方向１》男女がともに働くための環境整備

町民アンケートでは、男女共同参画の推進に最も重要なこと、そして男女共同参画の推進のために町民が町に望むこととして、いずれも「企業に対して、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整備するよう働きかけること」、「育児・保育支援の充実など子育て支援を強化すること」、「高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること」と回答した人が男女ともに多い結果となりました［図表４・５］。

家族形態が多様化する中で、仕事と子育て、介護などの家庭生活との両立に関する意識を高め、企業等の職場、家庭において性別による固定的役割分担意識にとらわれないよう意識啓発を行うとともに、育児休業、介護休業等の制度の定着促進に向けた啓発活動を行います。

【施策の方向１】ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

仕事と家庭生活の両立についての意識を高めるため、働き方や性別による固定的役割分担意識を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら暮らすことの大切さについての啓発を行います。

〇主な取り組み

①仕事と育児、介護などの家庭生活との両立に関する意識を高めるとともに、制度の定着促進に向けた啓発を行います。

②役場において、育児休業、介護休業、育児短時間勤務など、仕事と家庭生活の両立を支援する制度の活用を促進します。

③関係機関と連携して、企業等における働き方の見直しや性別による固定的役割分担意識の見直しを進めるための啓発を行います。

【施策の方向２】家庭生活への男女共同参画の促進

男女がともに仕事と家庭生活を分かちあうことができるよう、労働時間の短縮について意識啓発を行い、男性が家事・育児・介護などに参画しやすい環境づくりを推進します。

〇主な取り組み

①家庭内において性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭のあり方についての啓発を行います。

《基本方向２》子育て支援・介護支援体制の充実

子育て支援の強化、介護サービス等の充実は、男女共同参画社会の推進にとって非常に重要です。また、町民アンケートでは「育児施設が十分整備されていない」ことが「女性が働く上で妨げになる原因」と考えている人は５５.７パーセントと半数以上に上ります［図表７］。

本町では、子育て支援体制の充実のため、多様な保育サービスの充実を図り、学童保育所など子どもが安心して過ごすことのできる場所や学習機会を提供します。また、子育てに対する不安や悩みへの相談窓口を設けるとともに、ひとり親家庭等に対する生活相談や経済的支援を実施し、様々な状況に対してきめ細やかな対応を行います。

高齢者や障がいを持った方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、様々な介護サービスを提供し、介護をする家族の負担の軽減や要介護者の生活向上を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。また、介護予防教室の実施や、介護に対する理解を深め、地域全体で支援する体制づくりを進めます。

図表７　女性が働く上で妨げになる原因は何だと考えるか

順位	第１位	第２位	第３位
回答 (回答率)	育児施設が 十分整備されていない （５５．７パーセント）	労働条件が 整っていない （４９．０パーセント）	働く場が 限られている （４２．３パーセント）

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】子育て支援体制の充実

保護者の多様な就業形態に対応した保育サービスを充実し、男女が子育てと仕事を両立できるよう支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭等を支援するなど、誰もが子育てをしやすい環境づくりを推進します。

〇主な取り組み

①子育てと仕事の両立を支援するとともに、延長保育や一時保育などの多様な保育サービスを提供するため、小学校就学前の子どもを対象とした子育て支援策を推進します。

②子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもの居場所や学習機会を提供するため、小学校就学児を対象とした放課後児童対策を推進します。

③子育て支援センターにおいて、子育てに関する不安や悩みに対する相談や各種支援を行います。

④子育てを社会全体で支援するため、ひとり親家庭等に対する生活相談や経済的支援などを行います。

【施策の方向２】子育てを支援する生活環境の整備

子育てを支援するため、子育てに適した住環境の整備や公共施設の整備に努めます。

〇主な取り組み

①保育園や学童保育所などの計画的な施設整備を図ります。

②子育てを支援するため、子育て世帯に適した民間賃貸住宅への居住を支援する取り組みを行います。

③子育てに配慮した公共施設の整備に努めます。

【施策の方向３】介護支援体制の充実

高齢者や障がい者が安心して生活を送ることができるよう、介護施策の充実を図ります。また、女性だけに介護の負担が集中しないよう、地域全体で支え合う体制の充実を図ります。

〇主な取り組み

①高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要なサービスを提供します。

②介護をする家族の負担の軽減や、要介護者の生活の向上を図るため、各種支援事業の実施や相談体制を充実します。

③介護予防に関する知識の普及啓発のため、地域での介護予防教室の実施や健康づくり事業を行います。

④高齢者の介護や認知症高齢者への理解を深め、要介護者や介護を行う家族を地域で支援する体制づくりのための研修会などを開催します。

《基本方向３》就労における男女平等の促進

男女雇用機会均等法は昭和６１年に施行され、その後も大きな法改正を経て現在に至っており、本町においても町民アンケートでは「男女雇用機会均等法」という用語の認知度は高い結果となっています［図表１］。しかしながら、「進路や職業を選択する際に性別を意識したか」という問いについては、「意識せずに選択した」と回答した人は、男性が６４.７パーセントに対して女性は３６.２パーセントであり、女性の大半が性別を意識して進路や職業を選択しており［図表８］、「現在の社会は女性が働きやすい状況にあるか」という問いでは、全体の傾向として女性の方が働きづらいと感じています［図表９］。

このため、関係機関と連携して、関連法令の普及啓発を図り、職場における性別による固定的役割分担意識の解消や、配置や昇進等について男女平等が徹底されるよう意識啓発を行い、男女が個人の意思に応じて能力を発揮できるよう、各種支援制度を積極的に利用できる社会的機運の醸成に努めます。

図表８　進路や職業を選択する際に性別を意識したか

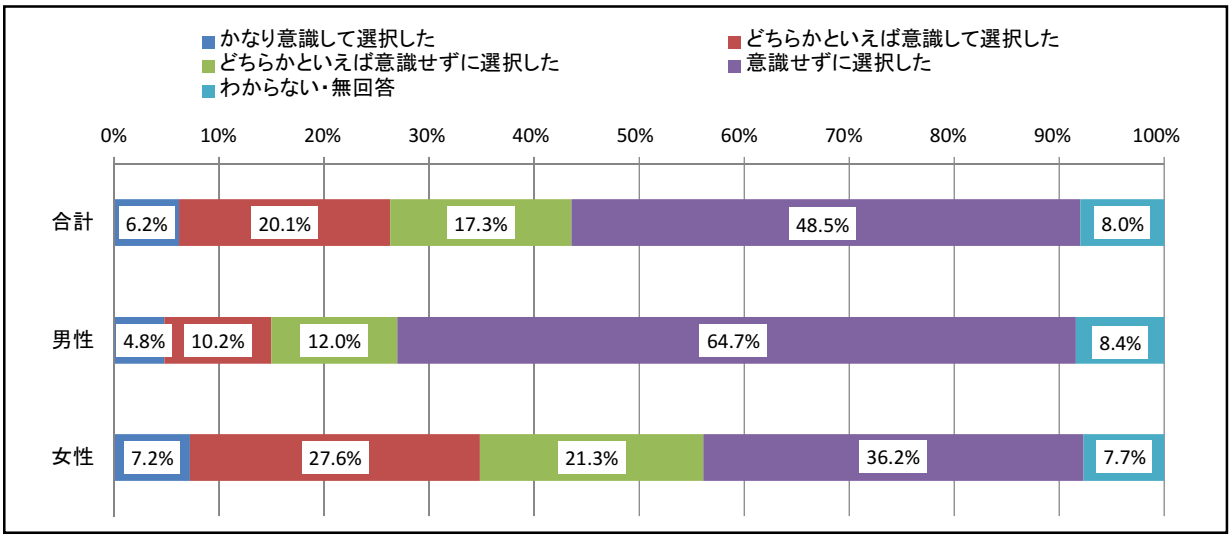

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表９　現在の社会は女性が働きやすい状況にあるか

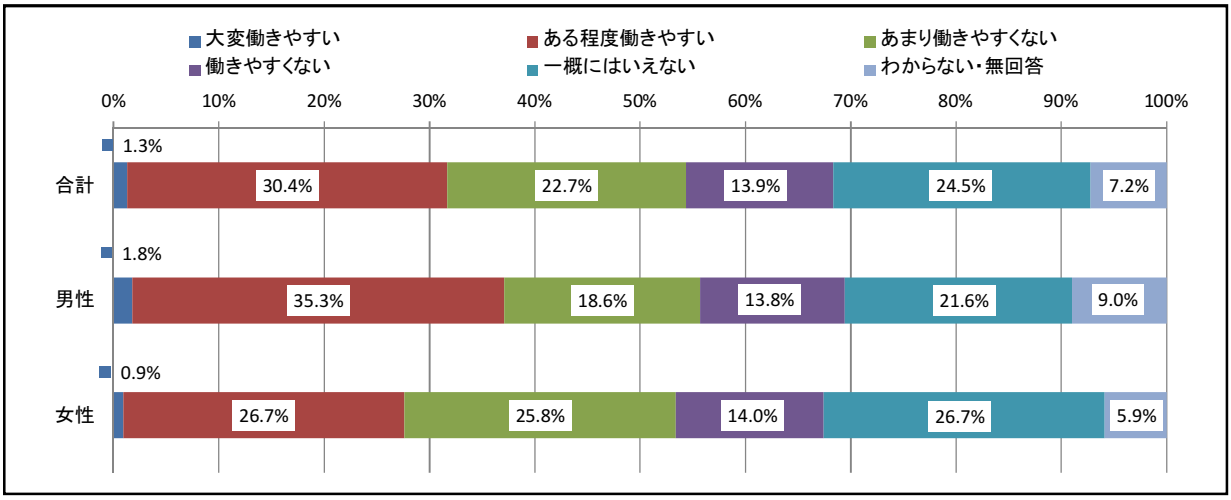

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】男女の均等な雇用と待遇の確保

関係機関との連携により男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度などについての周知を図り、雇用条件・環境に関する啓発を行います。

〇主な取り組み

①関係機関と連携して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法令・制度の普及啓発を図り、男女がともに支援制度を積極的に利用できる社会的気運の醸成に努めます。

②労働相談窓口を設け、問題解決のための情報を提供します。

③企業などの取組事例の情報収集や提供を行います。

【施策の方向２】職場における男女平等の促進

女性の職場進出が進む中、関係法の主旨が正しく理解され、性別による固定的な役割分担意識の是正と、男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう、啓発活動の充実を図ります。

〇主な取り組み

①就労の場における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消し、配置や昇進などについて男女平等が徹底されるよう啓発を行います。

②男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシャル・ハラスメントの認識を高め、防止対策の周知を図ります。

《基本方向４》就業機会の促進

就業機会の促進のため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就業支援制度や能力開発に関する講座等の情報提供を行うなど、就業支援体制の充実を図ります。

また、起業を目指す女性には、支援制度の情報提供や相談などの支援を行います。

町民アンケートでは、「女性が職業をもつことについてどう考えるか」という問いに対して、「子どもができたらやめ、大きくなったら再びもつ方がよい」と答えたのは男性が３４.１パーセント、女性が４２.１パーセントと、女性は子育てが落ち着けば再び就業したいという希望を持っています［図表１０］。

女性の再就業の促進を図るため、関係機関との連携により、学習機会の提供による動機付けや情報提供、相談の充実を図るとともに、ひとり親家庭等の自立支援のための就労相談等の支援を行います。

図表１０　女性が職業をもつことについてどのように考えるか

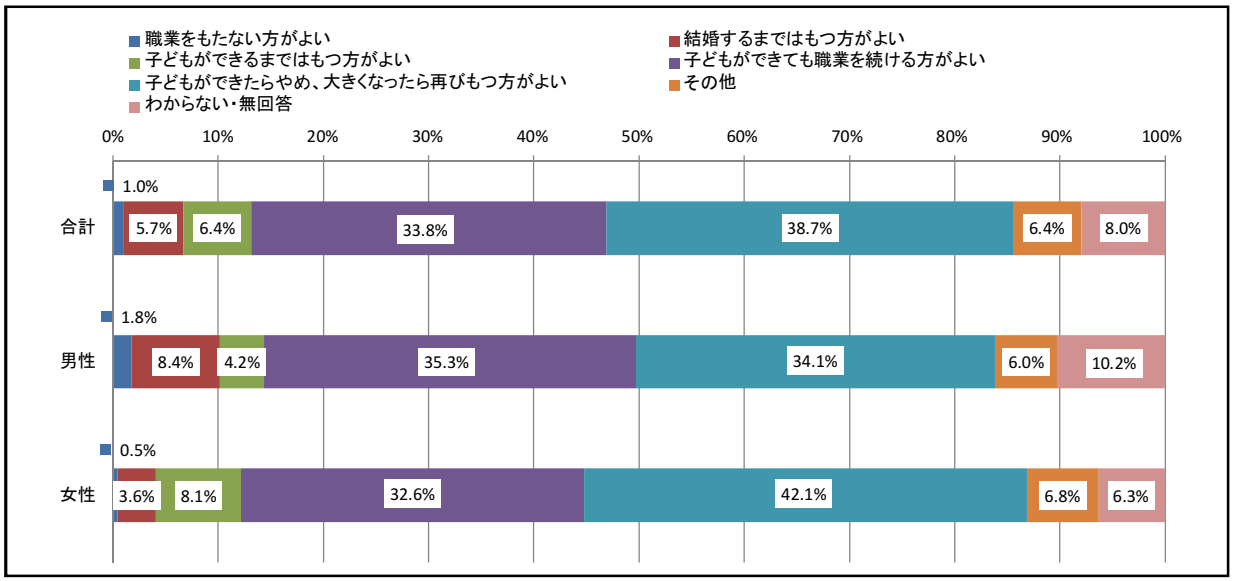

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】就業支援体制の充実

多様な生き方を実現するため、関係機関と連携し、就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集や提供を行うなど、就業機会の拡大に努めます。

〇主な取り組み

①ハローワークなどの関係機関と連携し、就業を支援する制度や能力開発のための講座等についての情報収集・提供に努めます。

②女性の職業意識の向上、能力開発のための講座や、職業訓練機会についての情報収集・提供に努めます。

③情報通信技術を活用した在宅就業など新たな就業形態について情報収集を行います。

【施策の方向２】女性の起業・再チャレンジ支援

女性の独立起業や結婚・出産で仕事を中途退職した女性の就業を支援するため、関係機関と連携し、起業や再就業に関する情報や職業訓練に関する情報の提供などの支援を図ります。

〇主な取り組み

①起業を目指す女性に対して情報提供や相談などの支援を行います。

②女性の再就業の促進を図るため、関係機関と連携し、学習機会の提供による動機付け、必要な情報の提供や相談の充実を図ります。

③ひとり親家庭等の自立を支援するため、ハローワーク等と連携し、就労に関する相談、情報提供などの支援を行います。

《基本方向５》経営活動等における男女共同参画の促進

本町の基幹産業である農業や、商工業など自営業における性別による固定的役割分担意識の解消のため、家族経営協定の締結などを促進し、女性の労働条件などの労働環境の向上に努めます。また、自営業に従事する女性グループ等の支援を通じて、あらゆる分野で男女がその能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を目指します。さらに、農業を基軸とした＊６次産業化に対する支援や、女性の視点を取り入れた商品開発等の活動を支援します。

【施策の方向１】自営業における女性の参画促進

自営業に従事する女性が、自らの人生を主体的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、家庭・仕事・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男女がともにあらゆる活動に参画できる環境づくりを推進します。

＊　６次産業化：１次産業の農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

○主な取り組み

①農業や商工業など自営業の経営における女性の参画を促進します。

②農業や商工業など自営業に従事する女性の各種グループ、団体などの活動を支援します。

③農業や商工業など自営業に従事する女性の労働条件など労働環境の向上に努めます。

【施策の方向２】農業における６次産業化の促進

地元で生産された農畜産物などの加工・販売により高付加価値化を進め、地域経済の活性化を図るためには、消費者ニーズや食の安全に関心が高い女性の活躍が期待されます。このため、本町の基幹産業である農業を中心に、男女共同参画の視点を取り入れた６次産業化を促進します。

○主な取り組み

①農業者による農畜産物の加工・販売など地域資源の高付加価値化の取り組みを支援します。

②農業と他業種との連携による新たな商品開発や事業創出を支援します。

③女性グループの食品加工などの活動を支援します。

基本目標４　男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり【生活環境づくり】

《基本方向１》女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶

女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底を図るため、あらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識を高めることが必要です。町民アンケートでは、ドメスティック・バイオレンスを受けた被害者が誰にも相談せず、問題が顕在化していない場合があることが想定されます［図表１１］。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く、周りに迷惑をかけまいとする意識が強く働いていることがわかります［図表１２］。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントといった行為の被害者の多くは女性であり、性別による固定的役割分担意識や、性の尊重を阻害する要因の解消のための意識啓発を行い、関係法令の趣旨や内容についての周知徹底を図り、その防止に努めます。またドメスティック・バイオレンス防止の取り組みとして最も要望の多かった相談窓口の充実を図り、関連機関とも連携しながら、被害者の保護や支援を行います。

図表１１　ＤＶをされたことをどこかで相談したか

※これまでにＤＶをされたことがあると答えた人が回答

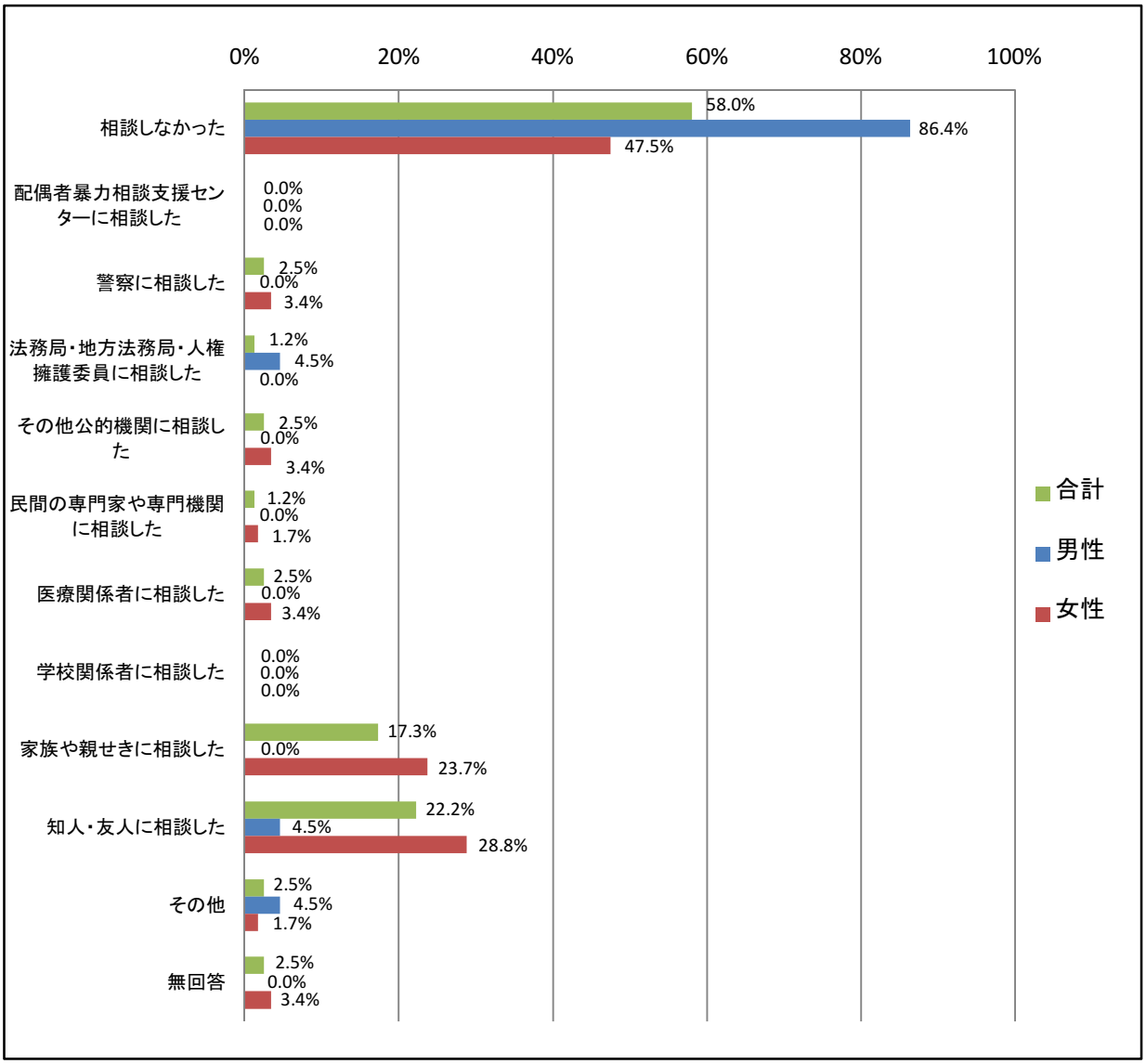

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表１２　相談しなかった理由は何か

※ＤＶされたことを相談しなかったと答えた人が回答

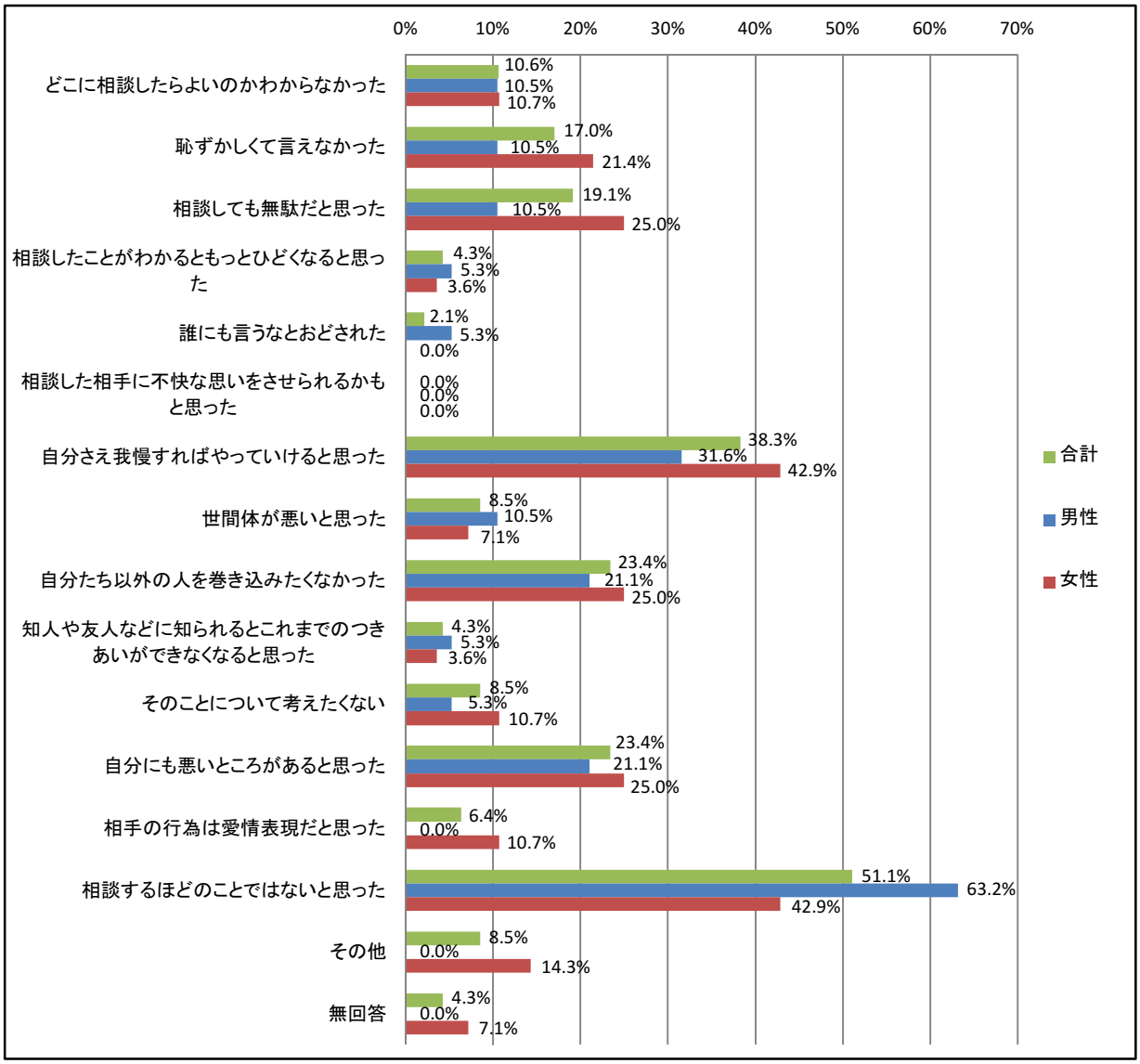

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表１３　ＤＶ防止の取り組みとして必要なこと

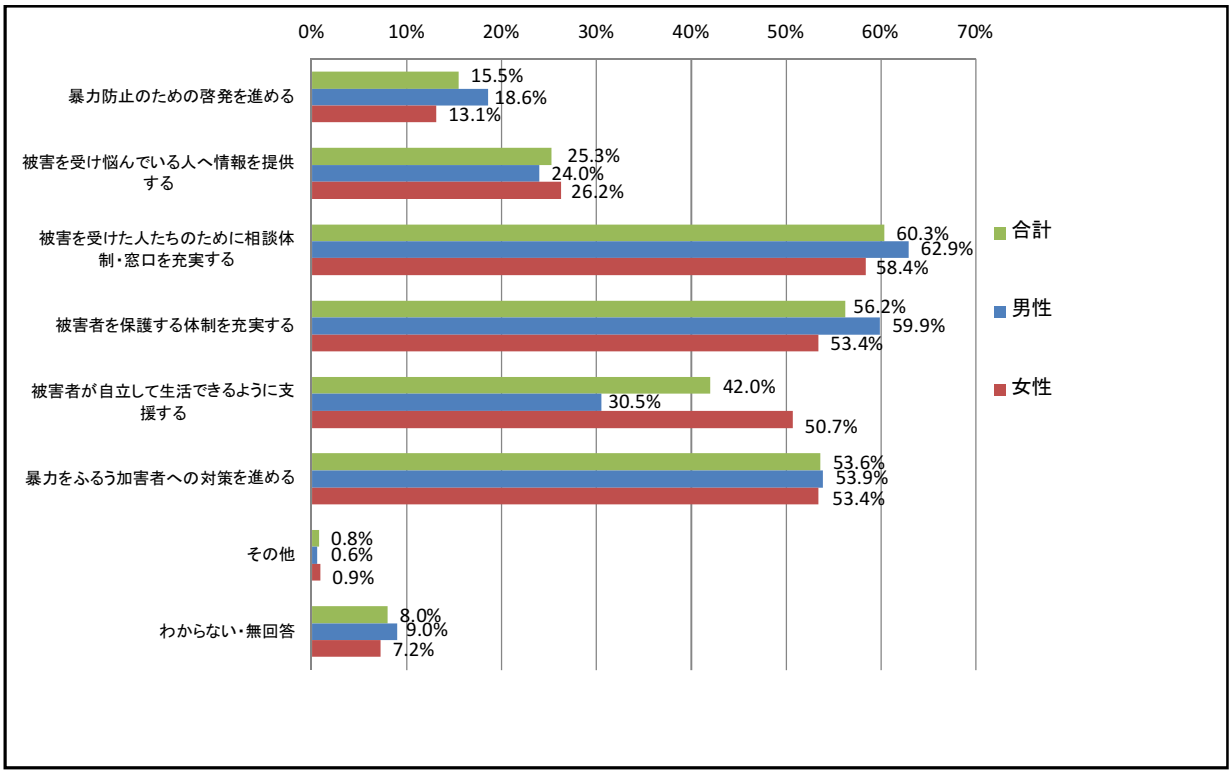

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】女性への暴力根絶についての認識の浸透

女性への暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く周知し、防止と根絶に向けた意識啓発を行います。

○主な取り組み

①女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底を図るため、あらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発を行います。

【施策の方向２】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等の防止

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等の暴力や嫌がらせは、人間としての尊厳を侵害するものであり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因であることから、その防止についての意識啓発を行います。

○主な取り組み

①ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等の防止を図るため、関係法令の趣旨や内容についての周知を図ります。

②女性に対する暴力や嫌がらせなどの性の尊重を阻害する要因を取り除き、社会的認識の徹底を図るための意識啓発を行います。

【施策の方向３】 被害者への相談・支援体制の充実

被害者の人権に配慮した相談体制の充実を図るとともに、自立に向けて適切な支援ができるよう、関係機関等との連携を強化します。

〇主な取り組み

①被害者の人権に配慮した相談の対応や支援体制を整備するため、関係各課によるネットワークを整備するとともに、関係機関と連携を図りながら効果的な対応に努めます。

②被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の強化に努めます。

③配偶者や交際相手等からの暴力による被害者の保護や、自立支援を行う民間シェルターを運営する団体などと連携しながら被害者の支援を行います。

《基本方向２》健康づくり・食育の推進

男女の生涯を通じた健康保持に関し、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、母子・父子のための相談窓口や、各成長段階に応じた健診等の実施、保健師や栄養士による健康教室等の開催など、母子・父子保健の充実を進めます。

また、町民アンケートでは、「食事の支度」（８３.７パーセント）、「食事のあと片付け」（６８.８パーセント）を主に妻が担当しているという結果が得られました［図表１４］。

男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごすためには、食育の推進も大切であることから、食を通じた健康づくりをはじめ、本町の地場産品を活かした食文化の創造や加工品の創出につながる地産地消を進めます。

図表１４　あなたの家庭では、次の項目について主に誰が担当しているか

※現在、結婚（事実婚含む）をしている人が回答

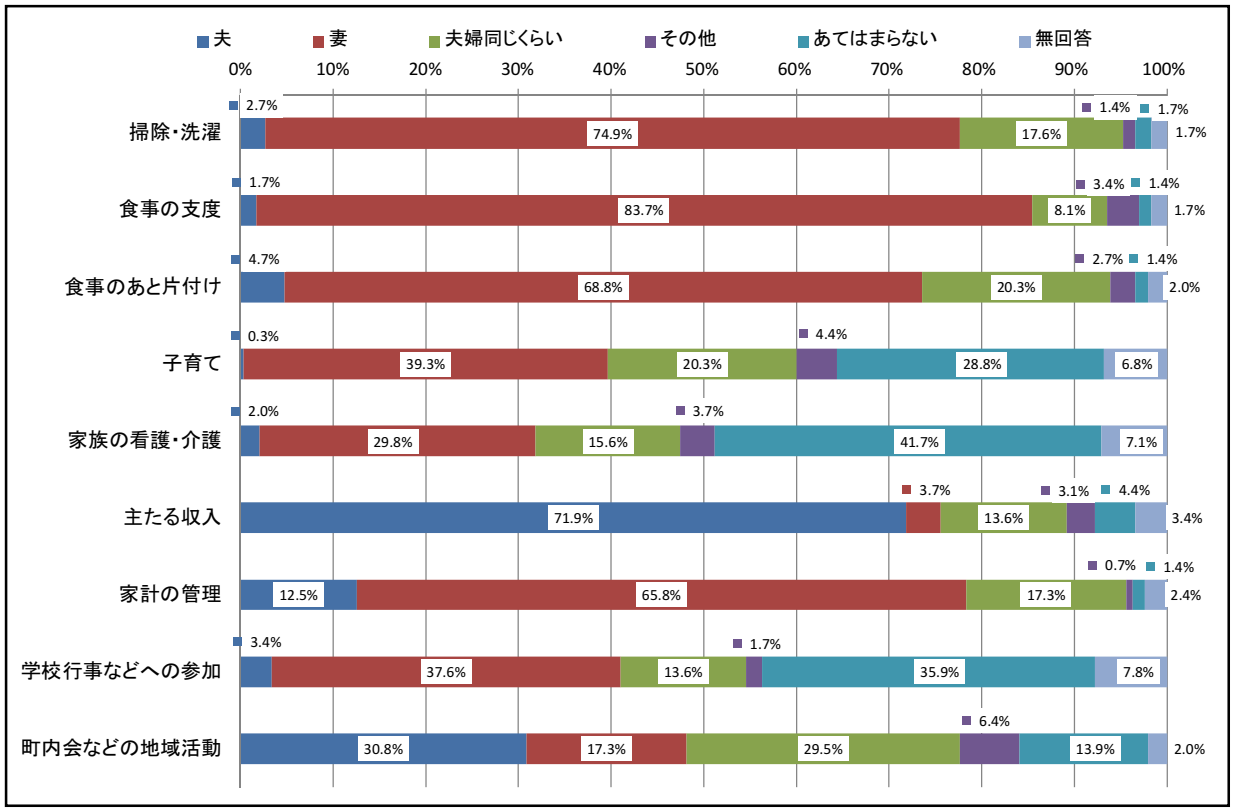

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】食育の推進

命の根源である食に関する知識を習得し、食習慣が乱れがちな男性の食生活改善や、地産地消など食を通じた健康づくりや地域の活性化を図るため、食育を推進します。

○主な取り組み

①男性を対象とした料理教室や、家族で参加できるイベント・講座などの開催により、食を通じた健康づくりについて考える機会を提供します。

②地場産品を活かした食文化の創造や加工品の創出につなげるための地産地消を推進します。

【施策の方向２】母子・父子保健の充実

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を理解し合い、対等な立場で相手を尊重することが重要です。

特に、女性は、妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、健康の重要性を認識し、自己の健康管理ができるよう啓発や情報を提供するとともに、性差に応じた各種予防健診の機会の充実を図ります。

また、母子・父子の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態に合わせた支援体制の整備を図ります。

〇主な取り組み

①妊娠・出産・育児に関する各種健診や予防接種などを行い、必要に応じて保健指導を行うなど母子保健事業を推進します。

②妊娠・出産・育児の不安や悩みについて気軽に相談ができるよう相談窓口を充実します。

③母子・父子の心身に関する悩みを解決するため、心の健康教育や相談などを充実します。

④保健師や栄養士による妊娠中や産後の母子の健康保持のための教室などを開催し、必要な知識の普及を図ります。

【施策の方向３】健康づくりの推進

生涯にわたり男女が自立し多様な生き方を実現するためには、町民一人ひとりの健康づくりが大切であることから、健康教育・健康相談・健康指導などの充実を図ります。

〇主な取り組み

①健康づくりの重要性についての意識を高めるため、健康に関する情報提供や健康教育を推進します。

②健康の保持に関し、安心して相談できる体制の充実に努めます。

③各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行い町民の健康増進に努めます。

《基本方向３》誰もが安心して暮らせる環境整備

あらゆる人が性別を問わず生きがいを持って安心して暮らすためには、高齢者や障がいのある人の多様な社会参画や自立支援の一層の充実を図ることが重要です。

学習機会の提供、知識や経験等を活用できる環境づくり、医療や福祉制度等との連携による相談支援体制の強化など、住み慣れた地域で安心して暮らせる取り組みを進めることが必要です。

また、防災分野においては、被災時の男女や要介護者等のニーズの違いに配慮する必要があることから、防災会議への女性の参画促進をはじめ、女性の視点を取り入れた避難所の運営体制の整備や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及・啓発を進めます。

【施策の方向１】高齢者や障がい者に対する社会参画・自立支援

高齢期の男女が地域社会の一員として、知識や経験を活かし、充実した生活を送ることができるよう支援するとともに、障がいのある人が地域において生き生きと自立して暮らせるよう支援します。

〇主な取り組み

①高齢者の学習要求に応えるため、高齢者を対象とした学習機会を提供します。

②働く意欲をもつ高齢者が、ボランティアなど働くことを通じて社会に貢献する機会の確保に努めます。

③障がいのある人が生きがいを持って安心して暮らすために、男女のニーズに配慮した相談支援体制を強化し、障がいの特性に応じた障がい福祉サービスを提供します。

④高齢者や障がいのある人がハンディを感じることなく生活できる居住環境を整備するため、*バリアフリーや*ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の普及促進を図ります。

【施策の方向２】男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備

災害時の対応では、避難所の運営や生活物資の供給など、男女のニーズの違いを把握する必要があります。被災時の女性や高齢者などをめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を図ります。

〇主な取り組み

①防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。

②女性の視点や知識を活かした避難所の運営体制を整備します。

③男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や、防災意識の普及・啓発を進めます。

④女性消防団員の活動の充実を図ります。

《基本方向４》生涯学習の推進

生涯を通じて性別にかかわらず個々の能力を発揮するためには、様々なライフステージにおける学習機会の提供が必要です。町民アンケートでは、「男女共同参画を進めるためには女性はどのようにすることが必要か」について、「資格などを取得し、技能、技術などの向上を図ること」と回答した人は男性が２９.３パーセント、女性が３９.４パーセントであり、女性が社会のあらゆる分野に参画するために更なる学習機会の充実を望んでいることがわかります［図表１５］。このため、町内にある帯広大谷短期大学等との連携により、男女が心豊かな生活を送ることができるよう多様な学習ニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。

＊　バリアフリー：高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。

＊　ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

図表１５　男女共同参画を進めるために女性はどのようにすることが必要か

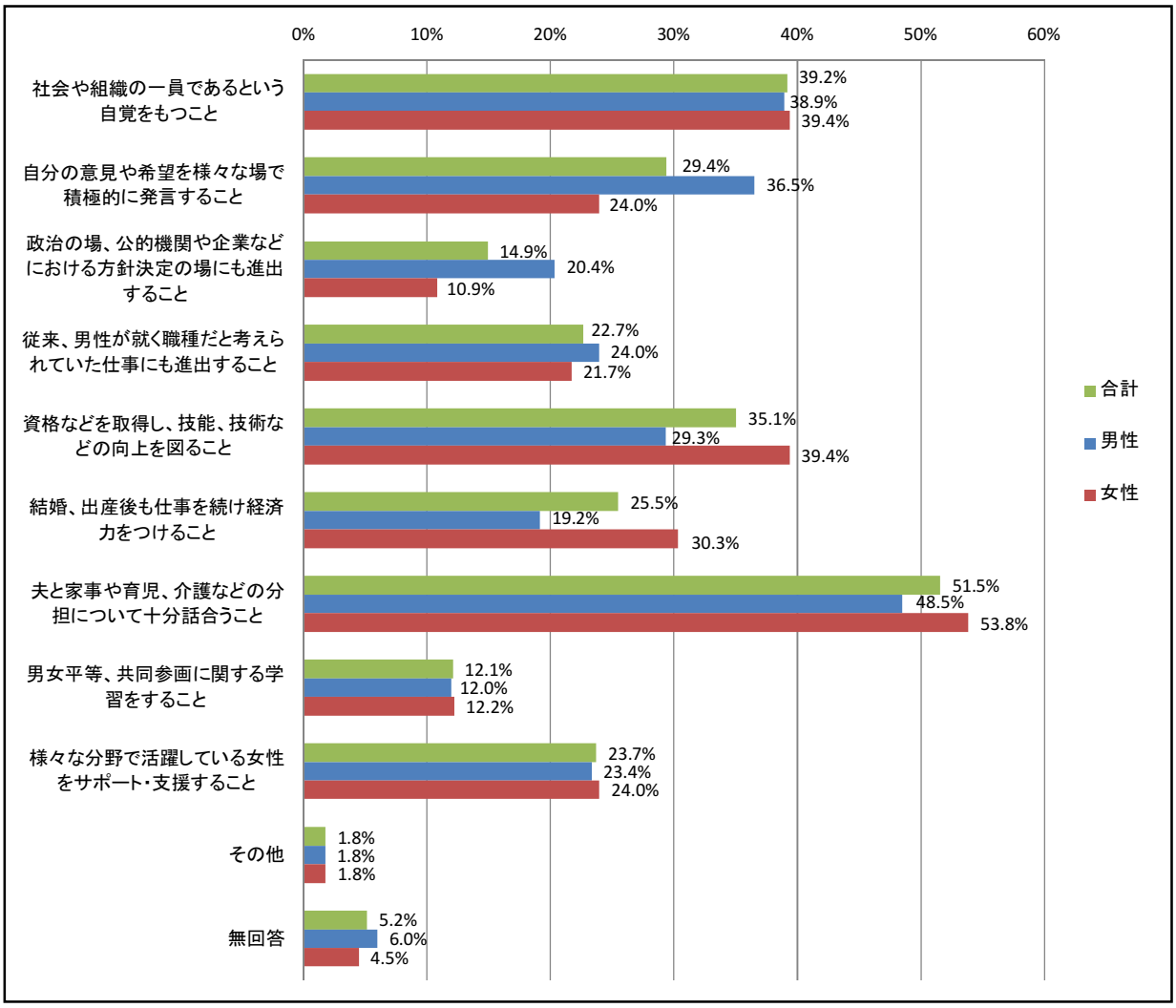

資料：平成２５年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向１】様々なライフステージにおける学習機会や情報の提供

町民が生涯にわたって学習機会を選択して学ぶことができるよう、帯広大谷短期大学等と連携して学習機会の充実を図るとともに、多様な生き方を主体的に選択し、充実した人生を送るための学習環境の整備に努めます。

〇主な取り組み

①生涯学習に関わる学習情報を広く周知し、学習機会を提供します。

②多様な学習ニーズに対応し、男女共同参画を推進する指導者の確保に努めます。

③*女性のエンパワーメントを育み、社会における女性の活躍を支援するため、学習機会を提供します。

④生涯学習の活動拠点の整備・充実を図ります。

＊　女性のエンパワーメント：女性が社会・経済活動に参画するために必要な知識や能力を身につけ、政治的、経済的、社会的に力を持った存在になること。平成７年に開催された第４回世界女性会議における主要議題となった。

第４章　プランの推進管理

１　推進体制

プランを推進し、目標を達成していくためには、町の関係部署の連携により全庁的な推進を図るとともに、町民の男女共同参画に対する理解を深め、関係機関と連携して施策を推進することが必要です。このため、町民、各種団体、事業者などと協力・連携してプランを推進する体制の整備を図ります。

（１）庁内推進体制の充実

職員各自が男女共同参画の視点を持ち、それぞれの業務に当たることができるよう、各種研修や情報の提供を行い、庁内における男女共同参画意識の啓発を図るとともに、関係部署の横断的な連携を図り、各施策の全庁的な推進を図ります。

（２）国、北海道、他自治体などとの連携

国や北海道と連携、協力し、効果的に施策を進めるとともに、他自治体や男女共同参画に関して自主的な取り組みを行っている団体などとの連携を図ります。

（３）町民等による推進体制の整備

プランの推進に当たっては、町民をはじめ町内会などの各種団体や事業者などの理解と協力が必要なため、男女共同参画についての意識啓発や学習機会の提供を行い、理解の促進を図りながら、町と連携した推進体制の整備に努めます。

２　進捗管理

（１）住民意識調査の実施

プランの推進に伴い、町民の男女共同参画に対する意識がどのように変化したかを把握し、比較・検証するため、定期的に住民意識調査を実施します。

（２）プランの進捗管理

プランに基づく施策の進捗管理については、毎年度実施する行政評価と合わせて進捗状況を把握し検証します。

資料編

音更町男女共同参画計画審議会
音更町男女共同参画計画審議会における審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
音更町男女共同参画計画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
音更町附属機関設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
音更町男女共同参画計画審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

男女共同参画関係法令等
男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
（男女雇用機会均等法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）・・・・４９
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）・・・５８
北海道男女平等参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
音更町まちづくり基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
第５期音更町総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４

相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

音更町男女共同参画計画審議会

音更町男女共同参画計画審議会における審議経過

回	開催日時・場所	審議内容
第１回	平成２６年5月２９日（木） １９時～ 役場庁舎４階 ４０１・４０２会議室	・委嘱状交付 ・町長あいさつ ・委員及び事務局紹介 ・男女共同参画計画審議会の概要について（説明） ・会長の互選 ・会長職務代理の指名 ・今後のスケジュールについて（説明） ・男女共同参画アンケート結果について（説明） ・男女共同参画勉強会（講師：帯広大谷短期大学　岡庭義行副学長）
第２回	平成２６年6月２６日（木） １９時～ 役場庁舎４階 ４０１・４０２会議室	・会長あいさつ ・国、北海道及び十勝管内市町村の計画体系について（説明） ・音更町まちづくり基本条例及び第５期総合計画における男女共同参画について（説明） ・男女共同参画町民アンケートの結果について（説明） ・計画の骨子（目標）について（意見交換）
第３回	平成２６年7月２３日（水） １９時～ 役場庁舎４階 ４０１・４０２会議室	・会長あいさつ ・音更町男女共同参画計画の体系について （グループディスカッション） ・結果発表
第４回	平成２６年8月２９日（金） １９時～ 役場庁舎４階 ４０１・４０２会議室	・会長あいさつ ・音更町男女共同参画計画の体系（案）について（審議）
第５回	平成２６年１１月２６日（水） １９時～ 役場庁舎４階 ４０１・４０２会議室	・会長あいさつ ・おとふけ男女共同参画プラン（素案）について（審議）
第６回	平成２７年2月１２日（木） １９時～ 役場庁舎４階 ４０１・４０２会議室	・会長あいさつ ・パブリックコメントの実施結果について（報告） ・おとふけ男女共同参画プラン（案）について（答申） ・会長あいさつ ・副町長あいさつ

音更町男女共同参画計画審議会委員名簿

委嘱期間：委嘱の日（平成26年5月29日）から
答申の日（平成27年2月12日）まで

氏　名	性別	所　属　等
（会長） おかにわ　よしゆき 岡庭　義行	男	帯広大谷短期大学
なかつか　たかこ 中塚　孝子	女	音更町農協女性部
さかい　のりゆき 酒井　憲幸	男	木野農協青年部
あいざわ　まなぶ 相澤　学	男	音更町商工会青年部
（会長職務代理） やまもと　きょうこ 山本　京子	女	音更町商工会女性部
うえた　しげき 植田　重樹	男	連合北海道音更地区連合会
いけだ　けいいちろう 池田　啓一郎	男	社会教育委員協議会
なるみ　めぐみ 鳴海　恵	女	公募
やまだ　はな 山田　ハナ	女	公募
いしやま　のりこ 石山　ノリ子	女	公募
10名	男　5名 女　5名	

音更町附属機関設置条例（抄）

（平成22年3月23日音更町条例第1号）

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項に規定する附属機関として、別表の第１欄に掲げる執行機関に、同表の第２欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第３欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第３条　附属機関は、別表の第４欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第５欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第４条　附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する.。

２～５　（略）

別表（第２条、第３条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	（略）	（略）	（略）	（略）
	音更町男女共同参画計画審議会	男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）第１４条第３項の規定に基づく音更町男女共同参画計画に関する審議を行うこと。	10人以内	審議を行い、答申が終了するまでの期間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

音更町男女共同参画計画審議会規則

（平成26年3月26日音更町規則第8号）

第1条　この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町男女共同参画計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）町内の各種団体等を代表する者

（3）その他町長が適当と認める者

（会長）

第3条　審議会に会長を置く。

2　会長は、委員が互選する。

3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条　審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第5条　審議会の庶務は、企画財政部企画課において行う。

（委任）

第6条　この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

男女共同参画関係法令等

男女共同参画社会基本法

（平成１１年６月２３日法律第７８号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）
第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）
第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
（国際的協調）
第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）
第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）
第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）
第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）
第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則
（平成十一年六月二十三日法律第七八号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附　則
（平成十一年七月十六日法律第百二号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。
（施行の日＝平成十三年一月六日）
一　略
二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）
第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から十まで　略
十一　男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）
第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則
（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
（男女雇用機会均等法）

（昭和４７年７月１日法律第１１３号）

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
　第一節　性別を理由とする差別の禁止等（第五条―第十条）
　第二節　事業主の講ずべき措置（第十一条―第十三条）
　第三節　事業主に対する国の援助（第十四条）
第三章　紛争の解決
　第一節　紛争の解決の援助（第十五条―第十七条）
　第二節　調停（第十八条―第二十七条）
第四章　雑則（第二十八条―第三十二条）
第五章　罰則（第三十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法 の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条　この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

２　事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条　国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条　厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

２　男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

３　男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

４　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

５　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

６　前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節　性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条　事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

第六条　事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一　労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二　住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三　労働者の職種及び雇用形態の変更

四　退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条　事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条　前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条　事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

２　事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

３　事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項 若しくは同条第二項 の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

４　妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第十条　厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

２　第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節　事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

３　第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条　事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

３　第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節　事業主に対する国の援助

第十四条　国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一　その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二　前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三　前号の計画で定める措置の実施

四　前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五　前各号の措置の実施状況の開示

第三章　紛争の解決

第一節　紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第十五条　事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条　第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第十七条　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

２　事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節　調停

（調停の委任）

第十八条　都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者

（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項 の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

２　前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第十九条　前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

２　調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条　委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

２　委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条　委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条　委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条　委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

２　委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の中断）

第二十四条　前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第二十五条　第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一　当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二　前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

２　受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

３　第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）

第二十六条　委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十七条　この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章　雑則

（調査等）

第二十八条　厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

２　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
３　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第二十九条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
２　前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）
第三十条　厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）
第三十一条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項 に規定する船員及び同項 に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項 の規定による休業を請求し、又は同項 若しくは同条第二項 の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項 又は第二項 の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。
２　前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。
３　前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
４　調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
５　第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）
第三十二条　第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号 の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項 に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章　罰則

第三十三条　第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（ＤＶ防止法）

（平成１３年４月１３日法律第３１号）

第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

２　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項 の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
４　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
５　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
６　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
７　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
８　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
２　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
３　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法 の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）
第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則
（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）
第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　抄
（平成一九年七月十一日法律第百十三号）

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　抄
（平成二十五年七月三日法律第七十二号）

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　抄
（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）

（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定　公布の日
二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

（政令への委任）
第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
（女子差別撤廃条約）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負つていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（a）男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

（b）女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

（c）女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

（d）女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

（e）個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

（f）女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

（a）両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

（b）家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

（a）あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

（b）政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

（c）自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a）農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

（b）同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

（c）すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

（d）奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

（e）継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

（f）女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

（g）スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

（h）家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a）すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

（b）同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

（c）職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

（d）同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

（e）社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

（f）作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

（a）妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

（b）給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

（c）親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

（ｄ）妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

３　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

１　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

２　１の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（ａ）家族給付についての権利

（ｂ）銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

（ｃ）レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

１　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

２　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

（ａ）すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

（ｂ）適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

（ｃ）社会保障制度から直接に利益を享受する権利

（ｄ）技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

（ｅ）経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

（ｆ）あらゆる地域活動に参加する権利

（ｇ）農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

（ｈ）適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

１　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

２　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

３　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

４　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1　締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

（ａ）婚姻をする同一の権利

（ｂ）自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

（ｃ）婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

（ｄ）子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

（ｅ）子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

（ｆ）子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

（ｇ）夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

（ｈ）無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5　委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

6　委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、２から４までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条
１　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
（ａ）当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
（ｂ）その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
２　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条
１　委員会は、手続規則を採択する。
２　委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条
１　委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
２　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条
１　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
２　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条
　専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部
第二十三条
　この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
（ａ）締約国の法令
（ｂ）締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条
　締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条
１　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
２　国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
３　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
４　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条
１　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
２　国際連合総会は、１の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条
１　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
２　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

１　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

３　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

２　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。

３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

北海道男女平等参画推進条例

（平成13年３月30日北海道条例第６号）

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　男女平等参画の推進に関する基本的施策等
　第１節　基本計画（第８条）
　第２節　男女平等参画の推進に関する基本的施策（第９条―第１７条）
　第３節　道民等からの申出（第１８条）
第３章　北海道男女平等参画苦情処理委員（第１９条―第２２条）
第４章　北海道男女平等参画審議会（第２３条―第３１条）
附則

（前文）

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女平等参画　男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三　セクシュアル・ハラスメント　他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第３条　男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

２　男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

３　男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

４　男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

５　男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

（道の責務）

第４条　道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

（道民の責務）

第５条　道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

（性別による権利侵害の禁止）

第７条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

２　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

３　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第２章　男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第１節　基本計画

第８条　知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

二　男女の人権の尊重に関する事項

三　男女平等参画の普及啓発に関する事項

四　道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
４　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。
５　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第２節　男女平等参画の推進に関する基本的施策

（道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進）
第９条　道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第１０条　道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

（道民等の理解を深めるための措置）
第１１条　道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

（事業者への協力の依頼）
第１２条　知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

（調査研究）
第１３条　道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（道民の活動等に対する支援）
第１４条　道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（推進体制の整備）
第１５条　道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）
第１６条　道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（公表）
第１７条　知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第３節　道民等からの申出

第１８条　道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。
２　知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第３章　北海道男女平等参画苦情処理委員

（設置）
第１９条　知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。
一　男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

二　男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
三　第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

（苦情等の申出）
第２０条　道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

（助言等）
第２１条　苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。
２　苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

（知事への委任）
第２２条　この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第４章　北海道男女平等参画審議会

（設置）
第２３条　男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）
第２４条　審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
一　知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
二　前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
２　審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）
第２５条　審議会は、委員１５人以内で組織する。
２　男女いずれの委員の数も委員の総数の１０分の４未満であってはならない。

（委員）
第２６条　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の１０分の４以内とする。
一　学識経験のある者
二　男女平等参画に関係する団体の役職員
三　事業者を代表する者
四　市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
五　公募に応じた者
２　知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第２７条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第２８条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（特別委員）
第２９条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
２　特別委員は、知事が任命する。
３　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（専門部会）
第３０条　審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。
２　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
３　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第３１条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、第４章の規定は平成１３年７月１日から、第３章の規定は同年１０月１日から施行する。

音更町まちづくり基本条例

（平成１８年６月１６日音更町条例第２６号）

目次

前文
第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　まちづくりの基本原則（第3条―第5条）
第3章　情報共有の推進（第6条―第8条）
第4章　参加及び協働の推進（第9条―第14条）
第5章　町の役割と責務（第15条―第20条）
第6章　議会（第21条・第22条）
第7章　住民投票（第23条）
第8章　連携及び協力（第24条―第26条）
第9章　条例の位置付け等（第27条・第28条）
附則

音更町は、十勝川の清らかな流れとみどり豊かな美しい自然環境に恵まれた十勝平野の中央にあつて、農業を基幹産業に日本の食糧基地として重要な役割を担つている。また、世界的にも珍しいモール温泉が湧出する十勝川温泉は、多くの人たちに潤いと安らぎを与えている。

私たちは、先人が営々として築いてきた、この恵まれた大地、歴史、そして、伝統、文化を継承発展させ、地域社会に集う一人ひとりが未来への架け橋となつて、誰もが喜びとやさしさを分かち合い、音更町民であることに誇りの持てるまちとして、次代を担う子供たちに引き継いでいかなければならない。

地方分権の進展をはじめ、高度情報化社会の到来、さらには、人口構成の変化や地球規模での環境問題など、社会経済情勢が大きく変化している中で、本町が今後とも真に十勝圏の一員として発展し続けるためには、私たち一人ひとりが自ら考え、行動する町民自治の実現が必要である。

私たちは、ここにまちづくりの理念を明らかにし、まちづくりに関する情報を町民みんなのものとして共有しながら、町民、議会及び町の適切な役割分担と協力によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、町民主権の立場に立ち、音更町のまちづくりの基本的な考え方を明らかにするとともに、町民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的事項を定め、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）町民　町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人及び町内で事業活動その他の活動を行う団体をいう。

（2）町　地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する執行機関をいう。

（3）まちづくり　住みよい豊かな地域社会を形成するための様々な空間や暮らしの創造をいう。

（4）参加　まちづくりの過程において、意見を述べ、又は行動することをいう。

（5）協働　まちづくりのために、共に協力し合うことをいう。

第２章　まちづくりの基本原則

（情報共有の原則）

第３条　まちづくりに関する情報は、町民、議会及び町が互いに共有することを基本とする。

（参加の原則）

第４条　まちづくりは、その主体である町民一人ひとりの参加の下に進めることを基本とする。

（協働の原則）
第５条　まちづくりは、町民と町がそれぞれの立場を尊重し、適切な役割分担の下に協働で進めることを基本とする。

第３章　情報共有の推進

（情報取得の権利）
第６条　町民は、まちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

（情報の提供）
第７条　町は、自らが保有する情報を町民に積極的に公開するとともに、分かりやすく提供するよう努めるものとする。
２　町は、町民との情報の共有を進めるため、情報の提供に関する制度の充実に努めるものとする。
３　町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、町民に速やかに提供できるよう整理し、及び保管しなければならない。

（個人情報の保護）
第８条　町は、個人の権利や利益を守るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行わなければならない。

第４章　参加及び協働の推進

（参加する権利等）
第９条　町民は、一人ひとりの自由な意思により、まちづくりに主体的に参加する権利を有する。
２　町民は、まちづくりの主体であることを認識し、参加にあっては、自らの発言に責任を持ち、自覚ある行動に努めるものとする。
３　第１項に規定する権利は、性別、年齢、国籍、心身の状態、社会的環境、経済的環境等の違いにかかわらず平等でなければならない。
４　まちづくりへの参加は、町民の自主的な意思を尊重するものとし、参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けない。

（参加の推進）
第10条　町は、重要な計画等の企画立案及び実施の過程において、町民参加の機会の拡大に努めるものとする。
２　町は、委員会その他の附属機関等の委員を委嘱しようとするときは、特に専門性が必要な場合を除き、公募による委員を加えるよう努めるものとする。
３　町は、政策の基本的な方針、重要な計画等の立案に当たっては、町民の意見を求め、その意見に対する町の考え方を公表するものとする。

（協働の推進）
第11条　町は、地域における様々な課題を解決するため、町民との協働を積極的に進めるものとする。

（コミュニティ活動の推進）
第12条　町は、町民との協働を進めるため、町民が共同意識を持って構成する多様な地域の集団及び組織（以下これらを「コミュニティ」という。）の形成及び育成に努めるものとする。
２　町民及び町は、地域社会の担い手としてコミュニティの役割を尊重し、その活動を推進するものとする。

（男女共同参画）
第13条　町は、まちづくりを進めるに当たり、男女の共同参画を基本とし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

（未成年の町民の参加）
第14条　町は、未成年の町民のまちづくりへの参加を積極的に進めるため、それぞれの年齢にふさわしい参加について、必要な措置を講ずるものとする。

第５章　町の役割と責務

（町の責務）
第15条　町は、自らの役割と責任において、町の事務を誠実に管理し、及びこれを執行しなければならない。

（町長の責務）
第16条　町長は、町民の信託に応え、町を統轄し、及びこれを代表する者として、誠実に職務を執行しなければならない。
２　町長は、職員を適切に指揮監督し、町政の課題に的確に応えることができる人材の育成を図るとともに、効率的な組織運営に努めなければならない。

（職員の責務）
第17条　職員は、全体の奉仕者として、町民本位の視点に立ち、誠実に職務を遂行しなければならない。

（説明及び応答責任）
第18条　町は、町政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、政策形成の過程及び意思決定について、町民に分かりやすく説明する責任を果たすものとする。
２　町は、町民から町政に対する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、及び確認するとともに、誠実に応答するものとする。

（総合計画等の策定）
第19条　町は、長期的な展望に立ち、町の政策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性及び計画相互間の調整を図るものとする。
２　町は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、その推進状況を明らかにし、町民に分かりやすく公表するものとする。

（財政運営）
第20条　町は、中長期的な展望に立ち、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。
２　町長は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する事項を町民に分かりやすく公表しなければならない。

第６章　議会

（議会の役割と責務）
第21条　議会は、町民を代表する意思決定機関及び議決機関として、条例の制定改廃、予算、決算その他の町政の重要事項を議決する権限並びに町に対する検査及び監査の請求をする権限を有する。
２　議会は、町政運営が常に民主的で効率的に行われているかを調査し、及び監視するとともに、その結果を町民に明らかにするものとする。
３　議会は、議会の公開及び情報提供の充実により、町民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めるものとする。

（議員の責務）
第22条　議員は、町民の意思が町政に反映されるよう常に地域の課題や町民の意見を把握し、議会の権限が適切に行使されるよう努めるものとする。

第７章　住民投票

（住民投票）
第23条　町長は、町政に関わる重要事項について、住民（本町の区域内に住所を有する人をいう。）の意向を十分把握した上で、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。
２　議会及び町長は、住民投票の結果を尊重するものとする。
３　住民投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じて別に条例で定める。

第８章　連携及び協力

（広域連携）
第24条　町は、他の市町村との情報の共有と相互理解の下に、連携及び協力を積極的に進め、効率的な町政運営に努めるものとする。

（国及び北海道との協力）
第25条　町は、国及び北海道との適切な役割分担の下に、対等な立場で相互に協力し、政策課題を解決するよう努めるものとする。

（様々な人たちとの連携及び交流）
第26条　町民及び町は、様々な活動、交流等を通じて、他の市町村及び他の国の人たちの知識、意見等をまちづくりに取り入れるよう努めるものとする。

第９章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）
第27条　この条例は、本町の自治の基本を定める最高規範であり、議会及び町は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項を尊重するものとする。

（条例の見直し）

第28条　町は、この条例が本町のまちづくりにふさわしいものであるかどうかを常に検討し、社会情勢の変化等によりこの条例の見直しの必要性が生じた場合は、遅滞なく、条例の改正を行うものとする。

附　則

この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。

第５期音更町総合計画（抄）　※男女共同参画関係分抜粋

（平成２３年３月策定）

第５章　町民の力で動く、協働のまち

第１節　交流や連携、町民参加の推進

４　男女共同参画

《現状と課題》

・本町は、「まちづくり基本条例」で男女共同参画の推進を定めています。今後は、男女共同参画を具体的に進める計画策定に向けた検討が必要です。

・審議会などに占める女性委員の割合が全体の30％となることを目標に、女性の登用に取り組んでいます。男女双方の意見が反映されるよう、町が設置する審議会などへの女性委員の登用をさらに進めていくことが必要です。

・近年は、配偶者やパートナー間での暴力（DV）が社会的な問題となっています。本町でも、予防を含めた対策を検討することが必要です。

・仕事、家庭、地域生活などの調和を保ちながら生活する「ワークライフバランス」の大切さが認識されるなか、本町でも男女それぞれが家庭と仕事を両立できるように支援していくことが必要です。

《めざす方向》

・協働のまちづくりを進める基本として、性別を問わず誰もが能力を発揮してあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現をめざします。

《施策》

（１）男女共同参画を推進する体制や意識づくり	①男女共同参画を推進するため、計画の策定に取り組みます ②男女共同参画に関する理解を促すため、広報活動や情報提供の充実に努めます ③男女共同参画に関する理解を深めるため、学習機会の提供や参加を促します ④女性が就業をはじめさまざまな問題を相談できる場として、本町の相談窓口を周知するとともに、国や道などの関係機関との連携に努めます ⑤生命の尊さ、母性、父性に関する保健知識についての学習機会を提供します ⑥男女間の暴力を根絶するため、意識啓発に努めます
（２）家庭と仕事の両立（ワークライフバランス）支援	①家庭と仕事の両立を支援するため、保育サービスなどの充実に努めるとともに、職場の理解に向けた啓発を進めます ②女性も経営や事業に参加することを支援します ③父親の積極的な育児参加を促すため、家庭での役割や子育て意識の啓発をはかり、夫婦共同での子育て環境づくりを進めます
（３）政策決定の場への参加促進	①性別を問わず誰もが政策決定の場に参加できるよう、審議会等において女性の登用を促進します

《目標指標》

目標指標名	説明	現状値		目標値			
		数値	年度	中間数値	年度	最終数値	年度
生活環境や安全・安心についての男女が等しく社会参加できる環境づくりに対する町民の満足度	平成20年まちづくり町民アンケート（「満足、やや満足、普通」と回答した割合）	83.5%	H20	84.0%	H27	85.0%	H32
女性委員の登用率	各種審議会などへの女性委員の登用割合	24.2%	H21	30.0%	H26	40.0%	H32
パパママ教室のパパの参加率	パパママ教室への参加者全体に占める父親の割合	19.7%	H21	30.0%	H26	50.0%	H32

各種相談窓口一覧

相談内容		問い合わせ先	連絡先
総合	日常生活での問題に関すること	町民生活部町民課 町民相談・施設係	0155-42-2111 （内線553）
	定例町民法律相談 （月1回・事前予約必要） 金銭や相続など法律に関すること		
	人権・行政・暮らしの相談（月２回） 家庭内のもめごとや隣人・財産関係など生活に関すること		
	消費生活相談 通信・訪問販売、悪質商法や架空請求、契約や買物トラブルなど消費生活に関すること	音更町消費者協会	0155-32-3211
		北海道立消費生活センター	050-7505-0999
	生活保護に関すること	保健福祉部福祉課 福祉係	0155-42-2111 （内線523）
人権擁護	嫌がらせやもめごとなどの問題に関すること	町民生活部町民課 町民相談・施設係	0155-42-2111 （内線553）
	離婚、別居、配偶者や交際相手などからの暴力などに関すること	町民生活部町民課 町民相談・施設係	0155-42-2111 （内線553）
		十勝総合振興局 保健福祉部環境生活課 （道民生活）	0155-26-9029 （直通）
		北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
		釧路地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810 （男性も相談可）
		北海道環境生活部	011-221-6780
		北海道警察各方面本部 警察相談センター	#9110（相談専用・24時間対応）
		駆け込みシェルター とかち	0155-30-1919
	性犯罪やストーカーなどに関すること	北海道警察 性犯罪被害者110番 （道警本部）	フリーダイヤル 0120-756-310
		帯広警察署 帯広被害者相談室	0155-25-0110 （内線215・217）
		性暴力被害者支援センター北海道SACRACH （さくらこ）	050-3786-0799
健康	成人保健に関すること	保健福祉部保健センター 保健課成人保健係	0155-42-2712 （内線917）
	健康相談・栄養相談（月3回）		
	エイズに関すること	北海道帯広保健所 エイズ相談窓口	0155-21-6399

	相談内容	問い合わせ先	連絡先
子育て・教育	妊娠・出産・育児に関すること	保健福祉部保健センター 保健課母子保健係	0155-42-2712 （内線915）
	子育て電話相談 子どもの発育・発達などに関すること	保健福祉部保健センター 保健課母子保健係	0155-42-6200
	赤ちゃん相談（月1回） 生後6か月までの子どもに関すること	保健福祉部保健センター 保健課母子保健係	0155-42-2712 （内線915）
	乳幼児相談（月1回） 生後7か月から就学前までの子どもに関すること		
	保育所や学童保育所に関すること	保健福祉部子ども福祉課 子ども福祉係	0155-42-2111 （内線534）
	児童扶養手当に関すること		
	児童手当に関すること		
	子育てに関すること		
	でんわ子育て相談 子育て中のいろいろな不安や悩みに関すること	柳町子育て支援センター	0155-30-4163
		子育て支援センターすずらん	0155-30-1888
		きの子育て支援センター	0155-30-2501
	子育て・子どもの発達・子どもの養育などに関すること	北海道帯広児童相談所	0155-22-5100 フリーダイヤル 0570-064-000 （24時間対応）
	就学に関すること	教育委員会教育部管理課 学校教育係	0155-42-2111 （内線759）
	いじめ・学校生活の悩み等に関すること	教育委員会教育部管理課 総務係	0155-42-2111 （内線759）
		十勝教育局 教育相談電話	0155-23-4950
		北海道立教育研究所 教育相談電話	フリーダイヤル 0120-3882-56 （24時間対応）
		十勝子ども家庭支援センター子ども電話相談	0155-22-3322 （24時間対応）
		北海道警察本部 少年相談110番	フリーダイヤル 0120-677-110
	特別支援教育に関すること	北海道立特別支援教育センター教育相談電話	011-612-5030
	家庭教育に関すること	教育委員会教育部 生涯学習課生涯学習係	0155-42-4236
	青少年の悩みに関すること	教育委員会教育部 生涯学習課青少年係	0155-42-5855
	子育てカウンセリング（事前予約必要）	北海道立生涯学習推進センター	011-261-4545
	乳幼児等の医療費助成に関すること	保健福祉部福祉課 福祉係	0155-42-2111 （内線523）
	ひとり親家庭等の医療費助成に関すること		

相談内容		問い合わせ先	連絡先
高齢者・障がい者	介護保険料に関すること	保健福祉部地域包括支援センター 高齢者福祉課介護保険係	0155-32-4567
	介護予防に関すること	保健福祉部地域包括支援センター 高齢者福祉課予防調整係	0155-32-4567
	成年後見制度に関すること		
	介護認定・介護サービスに関すること	保健福祉部地域包括支援センター 高齢者福祉課介護支援係	0155-32-4567
	後期高齢者医療制度に関すること	町民生活部町民課 国保医療係	0155-42-2111 （内線546）
	身体障害者手帳に関すること	保健福祉部福祉課 障がい福祉係	0155-42-2111 （内線525）
	療育手帳に関すること		
	精神障がい者保健福祉手帳に関すること		
	特別障害者手当に関すること		
	障害児福祉手当に関すること		
	特別児童扶養手当に関すること		
	障がい福祉サービスに関すること		
	重度心身障がい者の医療費助成に関すること	保健福祉部福祉課 福祉係	0155-42-2111 （内線523）
労働・雇用	求人・求職の申し込み、雇用保険、雇用関係助成制度に関すること	ハローワーク帯広 （帯広公共職業安定所）	0155-23-8296
	季節労働者の人材バンク登録や求人情報の提供、資格取得に関すること	十勝北西部通年雇用促進協議会	0155-42-5411
	就農に関すること	経済部農政課農業経営係	0155-42-2111 （内線718）
	起業に関すること	経済部商工観光課 商工労政係	0155-42-2111 （内線732）
	音更町労働福祉資金に関すること		
	勤労者福祉資金に関すること	十勝総合振興局 商工労働観光課	0155-26-9044
	賃金、労働時間など労働条件に関する様々な問題に関すること	経済部商工観光課 商工労政係	0155-42-2111 （内線732）
		帯広労働基準監督署	0155-22-8100
		北海道 中小企業労働相談所	0155-27-8537
		労働相談ホットライン	フリーダイヤル 0120-816-105
	ひとり親の就業に関すること	母子家庭等就業・自立支援センター	0155-20-7751
	高齢者の就業に関すること	高齢者就労センター	0155-42-3335
その他	生涯学習に関すること	教育委員会教育部 生涯学習課生涯学習係	0155-42-4099

平成２７年３月

北海道 音更町